新旧対照表

三重県公共工事共通仕様書 令和3年4月一部改定

- ◆様 式 一 覧
- ◆添付資料

三重県

目 次

横式番号	日 火 書式(事項)名	ページ	備考
様式-4	建設業退職金共済制度の掛金収納書	1	第1編 1-1-1-41
様式-9	工事打合せ簿(指示、協議、承諾、提出、報告、通知)	2	第1編 1-1-1-2
様式-10	材料確認書	3	第2編 第1章第2節
様式-11	段階確認書	4	第3編 3-1-1-6
様式-12	確認•立会依頼書	5	第3編 3-1-1-6
様式-13	工事事故速報	6	第1編 1-1-1-30
様式-14	工事履行報告書	7	第1編 1-1-1-25
様式-22	部分使用承諾書	8	第1編 1-1-1-23
様式-24	支給品受領書	9	第1編 1-1-1-17
様式-25	支給品精算書	10	JJ
様式-26	建設機械使用実績報告書	11	第3編 3-1-1-5
様式-27	建設機械借用·返納書	12	JJ
様式-28	現場発生品調書	13	第1編 1-1-1-18
様式-31	出来形管理図表	14	第1編 1-1-1-24
様式-31-2	出来形合否判定総括表	15	JJ
様式-32	品質管理図表	16	II
様式-34	創意工夫・社会性等に関する実施状況(説明資料)	17	第 3 編 3-1-1-16
様式-8(1)	施工体制台帳	19	第1編 1-1-1-10
様式-8(2)	工事作業所災害防止協議会兼施工体系図	20	"
様式-8(3)	工事担当技術者台帳	21	
,,,	再下請負通知書	22	
第1号様式	工事着手届	23	第1編 1-1-1-8
第2号様式	施工計画書	24	第1編 1-1-1-4
第2号様式	施工計画書(森林整備工事用)	35	第 19 編 19-5-5-1
第5号様式	貸与品借用書	40	第1編 1-1-1-17
第6号様式	貸与品返納書	41	11
第 14 号様式	電子媒体等納品書	42	第1編 1-1-1-47
	出来形管理表(表紙)	43	建設工事施工管理基準(案)
	品質管理表(表紙)	44	"
様式1-1	測定結果総括表	45	"
様式1-2	測定結果一覧表	46	"
様式 42-2	アスファルト混合物の敷均し時の温度測定	47	ıı ı
		l	1

目 次

様式番号	書式(事項)名	ページ	備考
様式-4	建設業退職金共済制度の掛金収納書	1	第1編 1-1-1-41
様式-9	工事打合せ簿(指示、協議、承諾、提出、報告、通知)	2	第1編 1-1-1-2
様式-10	材料確認書	3	第2編 第1章第2節
様式-11	段階確認書	4	第3編 3-1-1-6
様式-12	確認•立会依頼書	5	第3編 3-1-1-6
様式-13	工事事故速報	6	第1編 1-1-1-30
様式-14	工事履行報告書	7	第1編 1-1-1-25
様式-22	部分使用承諾書	8	第1編 1-1-1-23
様式-24	支給品受領書	9	第1編 1-1-1-17
様式-25	支給品精算書	10	II .
様式-26	建設機械使用実績報告書	11	第3編 3-1-1-5
様式-27	建設機械借用•返納書	12	II .
様式-28	現場発生品調書	13	第1編 1-1-1-18
様式-31	出来形管理図表	14	第1編 1-1-1-24
様式-31-2	出来形合否判定総括表	15	II .
様式-32	品質管理図表	16	II .
様式-34	創意工夫・社会性等に関する実施状況(説明資料)	17	第3編 3-1-1-16
	施工体制台帳	19	第1編 1-1-1-10
	施工体系図	20	II
	工事担当技術者台帳	21	
	再下請負通知書	22	
第1号様式	工事着手届	23	第1編 1-1-1-8
第2号様式	施工計画書	24	第1編 1-1-1-4
第2号様式	施工計画書(森林整備工事用)	35	第 19 編 19-5-5-1
第5号様式	貸与品借用書	40	第1編 1-1-1-17
第6号様式	貸与品返納書	41	II
第 14 号様式	電子媒体等納品書	42	第1編 1-1-1-47
	出来形管理表(表紙)	43	建設工事施工管理基準(案)
	品質管理表(表紙)	44	n.
様式1-1	測定結果総括表	45	n
様式1-2	測定結果一覧表	46	n.
様式 42-2	アスファルト混合物の敷均し時の温度測定	47	n.

様式番号	書式(事項)名	ページ	備考
様式 51-1	塗膜厚測定管理表	48	建設工事施工管理基準(案)
様式 51-2	塗膜厚測定成績表	49	II.
様式·出来形 1-1-2(1)	敷砂出来形管理表	50	出来形管理基準及び規格値第17編
様式・出来型 1-1-2(2)	敷砂出来形管理図	51	II .
様式・出来形 1-2-2(1)	サンドコンパクションパイル出来形管理表	52	"
様式·出来形 1-2-2(2)	砂投入管理表	53	"
様式・出来形 1-2-2(3)	締固工 深浅図	54	"
様式・出来形 1-3-1(1)	深層混合処理杭出來形管理表	55	"
様式・出来形 1-3-1(2)	深層混合処理杭鉛直度管理表	56	II
様式・出来形 1-4-1(1)	洗掘防止マット出来形管理表	57	II
様式・出来形 1-4-1(2)	洗掘防止マット出来形管理図	58	II
様式・出来形 1-5-1	砂·石材中詰出来形管理表	59	II.
様式・出来形 1-6-1	蓋コンクリート出来形管理表	60	II
様式・出来形 1-8-2	鋼矢板出来形管理表	61	II
様式・出来形 1-9-5	腹起出来形管理表	62	II
様式・出来形 1-9-6	タイ材出来形管理表	63	II.
様式・出来型1-10-2(1)	鋼杭打込記録	64	II.
様式・出来形1-10-2(2)	鋼杭出来形管理表	65	II.
様式・出来形1-12-1(1)	電気防食出来形管理表	66	II
様式・出来形1-12-1(2)	電気防食電位測定管理表	67	II
様式・出来形1-13-1(1)	路盤出来形管理表	68	II.
様式·出来形1-13-1(2)	路盤出来形管理図	69	II.
様式・出来形1-14-3(1)	舗装出来形管理表	70	II .
様式・出来形1-14-3(2)	舗装出来形管理図	71	II .
様式・出来形 3-2-1	置換材出来形管理表	72	II .
様式・出来形 4-3-2(1)	基礎石均し出来形管理図(1)	73	II .
様式・出来形 4-3-2(2)	基礎石均し出来形管理図(2)	74	II .
様式・出来形 5-1-1	ケーソン製作出来形管理表	75	II .
様式・出来形 5-2-1	ケーソン据付出来形管理表	76	II .
様式・出来形 6-1(1)	ブロック(方塊)製作出来形管理表	77	II .
様式・出来形 6-1(2)	L型ブロック製作出来形管理表	78	II .
様式・出来形 6-1(3)	セルラーブロック製作出来形管理表	79	II .
様式・出来形 6-1(4)	ブロック製作等 外観チェックリスト	80	II .

様式番号	書式(事項)名	ページ	備考
様式 51-1	塗膜厚測定管理表	48	建設工事施工管理基準(案)
様式 51-2	塗膜厚測定成績表	49	II .
様式・出来形 1-1-2(1)	敷砂出来形管理表	50	出来形管理基準及び規格値第17編
様式・出来型 1-1-2(2)	敷砂出来形管理図	51	II .
様式・出来形 1-2-2(1)	サンドコンパクションパイル出来形管理表	52	II.
様式・出来形 1-2-2(2)	砂投入管理表	53	II.
様式・出来形 1-2-2(3)	締固工 深浅図	54	II .
様式・出来形 1-3-1(1)	深層混合処理杭出来形管理表	55	II
様式・出来形 1-3-1(2)	深層混合処理杭鉛直度管理表	56	II.
様式・出来形 1-4-1(1)	洗掘防止マット出来形管理表	57	II.
様式・出来形 1-4-1(2)	洗掘防止マット出来形管理図	58	II.
様式・出来形 1-5-1	砂•石材中詰出来形管理表	59	II.
様式・出来形 1-6-1	蓋コンクリート出来形管理表	60	II.
様式・出来形 1-8-2	鋼矢板出来形管理表	61	II.
様式・出来形 1-9-5	腹起出来形管理表	62	II.
様式・出来形 1-9-6	タイ材出来形管理表	63	II.
様式・出来型1-10-2(1)	鋼杭打込記録	64	II.
様式・出来形1-10-2(2)	鋼杭出来形管理表	65	II.
様式・出来形1-12-1(1)	電気防食出来形管理表	66	II.
様式・出来形1-12-1(2)	電気防食電位測定管理表	67	II.
様式・出来形1-13-1(1)	路盤出来形管理表	68	II.
様式・出来形1-13-1(2)	路盤出来形管理図	69	II.
様式・出来形1-14-3(1)	舗装出来形管理表	70	II.
様式・出来形1-14-3(2)	舗装出来形管理図	71	II.
様式・出来形 3-2-1	置換材出来形管理表	72	II.
様式・出来形 4-3-2(1)	基礎石均し出来形管理図(1)	73	II.
様式・出来形 4-3-2(2)	基礎石均し出来形管理図(2)	74	II.
様式・出来形 5-1-1	ケーソン製作出来形管理表	75	JJ
様式・出来形 5-2-1	ケーソン据付出来形管理表	76	II .
様式・出来形 6-1(1)	ブロック(方塊)製作出来形管理表	77	II .
様式・出来形 6-1(2)	L型ブロック製作出来形管理表	78	II.
様式・出来形 6-1(3)	セルラーブロック製作出来形管理表	79	II .
様式・出来形 6-1(4)	ブロック製作等 外観チェックリスト	80	11

様式番号	書式(事項)名	ページ	備考
様式·出来形13-1-1(1)	被覆石均し出来形管理図(1)	81	出来形管理基準及び規格値第17編
様式·出来形13-1-1(2)	被覆石均し出来形管理図(2)	82	II .
様式・出来形 13-3-1	根固ブロック製作出来形管理表	83	II .
様式・出来形 14-1(1)	上部コンクリート(防波堤)出来形管理表	84	II
様式・出来形 14-1(2)	上部コンクリート(岸壁)出来形管理表	85	II .
様式·出来形 15-1-1	係船柱出来形管理表	86	II .
様式·出来形 15-2-1	防舷材出来形管理表	87	"
様式·出来形 15-3-1	車止出来形管理表	88	II .
様式·出来形 17-3-1	土砂掘削出来形管理表	89	II .
様式·出来形 22-1	単体魚礁製作出来形管理図	90	"
様式·出来形 22-2	組立魚礁組立出来形管理図	91	II .
様式·出来形 22-3(1)	魚礁沈設出来形管理表(1)	92	II .
様式·出来形 22-3(2)	魚礁沈設出来形管理表(2)	93	II .
様式·出来形 22-3(3)	魚礁沈設出来形管理表(3)	94	II.
様式·出来形 23-3(4)	魚礁沈設出来形管理表(4)	95	II .
様式・出来形 23-3(5)	魚礁沈設出来形管理表(5)	96	II .
様式·出来形 23-4	石材投入出来形管理表	97	II .
様式・出来形 26-1(1)	すみ肉溶接出来形管理表	98	II.
様式・出来形 26-1(2)	突合せ溶接出来形管理表	99	II.
様式·出来形 26-1(3)	鉄筋フレア溶接出来高管理表	100	II .
様式·出来形 27-1(1)	浚渫出来形管理表	101	II.
様式・出来形 27-1(2)	浚渫出来形管理図	102	II.
	作業員名簿	<u>103</u>	

様式番号	書式(事項)名	ページ	備考
様式・出来形13-1-1(1)	被覆石均し出来形管理図(1)	81	出来形管理基準及び規格値第17編
様式・出来形13-1-1(2)	被覆石均し出来形管理図(2)	82	II
様式・出来形 13-3-1	根固ブロック製作出来形管理表	83	JJ
様式·出来形 14-1(1)	上部コンクリート(防波堤)出来形管理表	84	"
様式・出来形 14-1(2)	上部コンクリート(岸壁)出来形管理表	85	II
様式・出来形 15-1-1	係船柱出来形管理表	86	II
様式・出来形 15-2-1	防舷材出来形管理表	87	JJ
様式·出来形 15-3-1	車止出来形管理表	88	II
様式·出来形 17-3-1	土砂掘削出来形管理表	89	II
様式·出来形 22-1	単体魚礁製作出来形管理図	90	II.
様式・出来形 22-2	組立魚礁組立出来形管理図	91	II
様式·出来形 22-3(1)	魚礁沈設出来形管理表(1)	92	II
様式·出来形 22-3(2)	魚礁沈設出来形管理表(2)	93	II .
様式·出来形 22-3(3)	魚礁沈設出来形管理表(3)	94	II .
様式·出来形 23-3(4)	魚礁沈設出来形管理表(4)	95	II
様式·出来形 23-3(5)	魚礁沈設出来形管理表(5)	96	II
様式·出来形 23-4	石材投入出来形管理表	97	II
様式·出来形 26-1(1)	すみ肉溶接出来形管理表	98	II .
様式·出来形 26-1(2)	突合せ溶接出来形管理表	99	II .
様式・出来形 26-1(3)	鉄筋フレア溶接出来高管理表	100	II
様式·出来形 27-1(1)	浚渫出来形管理表	101	II
様式・出来形 27-1(2)	浚渫出来形管理図	102	"
	作業員名簿	103	

建設業退職金共済制度の掛金収納書

令和 年 月 日

三重県知事あて

(受注者) 印

建設業退職金共済組合証紙購入報告

下記のとおり証紙を購入したので当該掛金収納書を添付して報告します。

工事名			工 期		
契約年月日			契約金額		
共済証紙	購入金額	¥			
		掛金収納書を貼る(参	契約者から 発	善 注 者 用)	

(注) 添付する掛け金収納書は中小企業主に雇われる場合は赤色、 大手事業主に雇われる場合は青色 様式-4

建設業退職金共済制度の掛金収納書

令和 年 月 日

三重県知事あて

(受注者)

建設業退職金共済組合証紙購入報告

下記のとおり証紙を購入したので当該掛金収納書を添付して報告します。

工事名			工期		
契約年月日			契約金額		
共済証紙則	購入金額	¥			
		掛金収納書を貼る(契約者から系	修注者用)	

(注) 添付する掛け金収納書は中小企業主に雇われる場合は赤色、 大手事業主に雇われる場合は青色

様式-9

工事打合せ簿

							7 77			1.4		
	発請	養者	□発注す	f	□受	注者	発議年	月日				
	7 % 2 ₩	4.4	□指示	;	□協諱	轰	□通知		承諾	□報告	□提出	
発議事項		□その	他	(
	工具	事名										
	(内:	容)										
	将	《付図		葉、	その他	添付日	凶書					
	44	上記に	ついて	□指	示	□ <i>7</i>	承諾		協議	□提出	□受理	します。
処理	発 注 者			$\Box z$	一の他							
7	者				. V)IE							J
٠										月日:		
	巫	上記に	ついて	□項	\ 諾		協議	□∄	是出	□報告	□受理	します。
回答	受注			$\Box z$	一の他							
П	者				. V/IE							J
									年	月日:		
											現場	主任
							監督				代理人	(監 理) 技術者

様式ー	9

工事打合せ簿

	発請	虔者	□発注	者 □	受注者	発議年	月日				
	マシュナ	# 15	□指示	₹ □	協議	□通知	□承討	若 □報告	□提出		
発議事		争垻	口その)他 (()
	工導	\$名									
	(内:	容)									
	羽	於付図		葉、その	の他添付	図書					
		上記に	ついて	□指示		承諾	□協議	□提出	□受理	します。	
処理	発注)	
理	者			口その位	也						
								年月日:		<u> </u>	
		上記に	ついて	□承諾		協議	□提出	□報告	□受理	します。	
回答	受注者)	
答	者			口その位	也						
								年月日:		J	

材料 確認 書

令和 年 月 日

工事名

標記工事について、下記の材料について確認されたく提出します。

記

材料名	品質規格 単位		搬入数量	確 認 欄					
1911-1-10	四貝が竹	中位	政八奴里	確認年月日	確認方法	合格数量	確認印者	備考	
	-								
					-				

監督員

現一場 代 理人	主 <u>任</u> 一(監 理) 技術者

様式-10

材料 確認 書

令和 年 月 日

工事名

標記工事について、下記の材料について確認されたく提出します。

記

材料名 品質規格	単位	搬入数量	確 認 欄					
13.11.H	ни ус/усты	7-125	747 (34.32	確認年月日	確認方法	合格数量	確認者	備考
						1		

			段	階	確	認	書			
			施	工	子	定	表			
						年月	日:			
		下記の	とおり	施工段階	の予定師	寺期を報	告いたします			
工事名					現	受 場代理	注者名: 人名等:		<u> </u>	
種	別	細	別	確認時	期項目	施	工予定時期	記	事	
						在日	日:			
				/ 조	Æp.					
				通			•			
	下	記種別に	ついて	、段階確認	忍を行う	予定でも	あるので通知 監督員名:	します。		
確認和	1 別	確認	細別	確認時	期項目	確認	時期予定日	確認実施	施日等	
		.,_ ,,_				,,_,,		1,-1,-2,-1,-		
 						年月	日:			
				確	章刃					
		en alle = 4 = -			-	官				
上記につ	いて、	段階確認	を実施	し確認し	た。					
						監	督員名:		<u> </u>	

		段	階	確	認	書			
		施	工	予	定	表			
					年月	日:			
	下記	のとおり	施工段階	の予定師	持期を報	告いた	します	•	
工事名				現	受 場代理	注者名 人名等			
種 另	別細	別	確認時	期項目	施	L予定时	寺期	記	事
				111111111111111111111111111111111111111					
						月:			
			通	知			111111111111111111111111111111111111111		
	下記種別	について	_		予定でも	書 あるので 監督員]名:		104001104001104001
確認種り			、段階確認		予定でも	書 あるので 監督員]名:	ます。	施日等
		について	、段階確認	認を行う	予定でも	書 あるので 監督員]名:		施日等
		について	、段階確認	認を行う	予定でも	書 あるので 監督員]名:		施日等
		について	、段階確認	認を行う	予定でも	書 あるので 監督員]名:		施日等
		について	、段階確認	認を行う	帝定でも確認	書 あるので 監督員]名:		施日等

確認 ・ 立会依頼書

監督員

現場	主任
	(監理)
代理人	技術者

確認 •	立会事項
------	------

工事名

年月日:

下記について 確認・立会 されたく提出します。

記

工	種	
場	所	
資	料	
希	望日時	時

確認立会員	
実 施 日 時	時
記 事	

様式-12

確認 ・ 立会依頼書

名				_		_年/	月日:	
下記につ	ついて	確	認	立	会	<u>خ</u> اد	れたく提出します。	D
				記				
エ	種							
場	所							
資	料							
希望	日時							時
認立会								

様式-14

工 事 履 行 報 告 書

工事名											
工期		~									
日付		(月分)									
月 別	予定工程 % () は工程変更後	実施工程 %	備考								
(記事欄)											

監督員

現 場 代理人	主 任 -(監理)- 技術者

様式-14

工 事 履 行 報 告 書

工事名			
工期		~	
日付		(月分)	
月 別	予定工程 % () は工程変更後	実施工程 %	備考
(記事欄)			

令和 年 月 日

受信者:「受注者名」又は『三重県知事』

発信者:「三重県知事」(印)又は『受注者名』

工事の部分使用について

標記について、下記のとおり部分使用することを、工事請負契約書第33条第1項 に基づき(協議・承諾)する。

記

- 1. 使用目的
- 2. 使用部分
- 3. 使用期間 自 至
- 4. 使用者
- 5. その他
- (注) 1. (協議・承諾) には、いずれかに印をつける。
 - 2. 協議の場合は、受信者を「受注者名」、発信者を「三重県知事」として、 発注者が作成する。
 - 3. 承諾の場合は、受信者を『三重県知事』、発信者を『受注者名』として、 受注者が作成する。

新

様式-22

令和 年 月 日

受信者:「受注者名」又は『三重県知事』

発信者: 「三重県知事」(印)又は『受注者名』

工事の部分使用について

標記について、下記のとおり部分使用することを、工事請負契約書第33条第1項 に基づき (協議・承諾)する。

記

- 1. 使用目的
- 2. 使用部分
- 3. 使用期間 自 至
- 4. 使用者
- 5. その他
- (注) 1. (協議・承諾) には、いずれかに印をつける。
 - 2. 協議の場合は、受信者を「受注者名」、発信者を「三重県知事」として、 発注者が作成する。
 - 3. 承諾の場合は、受信者を『三重県知事』、発信者を『受注者名』として、 受注者が作成する。

支 給 品 受 領 書

三重県知事 あて

令和 年 月 日

受注者 (住所)

(氏名)

(現場代理人氏名)

下記のとおり支給品を受領しました。

記

工事名					契約年月日	
品目	規格 単位		1	数	Ī	備考
ни н	<i>λ</i> /Ε 1/Π	4 12	前回まで	今 回	累計	NHI 17

様式-24

支 給 品 受 領 書

三重県知事 あて

令和 年 月 日

受注者 (住所)

(氏名) (現場代理人氏名)

下記のとおり支給品を受領しました。

記

工事名						
品目	規 格	単位	Ž	数	Ī	備考
ин н	APE TEL	+ III.	前回まで	今 回	累計	VHI 175

支給品精算書

令和 年 月 日

三重県知事 あて

受注者 (住所)

(氏名) (現場代理人氏名)

下記のとおり支給品を精算します。

記

工事名		契約年月日								
品	B	規格	単位		数	量			備	考
ПП	Ħ	別 俗	半位	支給数量	使用数量	残	数量		VĦ	7
*	上計	己精算につい	で調査	こしたところ事	実に相違ない	こと	を証明す	る。	※物品管	理簿登記
監督員					令和 年	月	日			
証明欄				(職氏名)				印	Ħ	₽

(注) ※は監督員が記入する。

様式-25

支給品精算書

令和 年 月 日

三重県知事 あて

受注者 (住所)

(氏名)

(現場代理人氏名)

下記のとおり支給品を精算します。

記

工事名					契約年月	日				
B	B	規格	単位		数	量			備	考
пп	П	A9E 1111	平位	支給数量	使用数量	残	残数量		VIII 🐬	
*	上部	 精算につし	! \て調査	したところ事?	L 実に相違ない	ことを	を証明す	- _{る。}	※物品	管理簿登記
監督員										
証明欄										

(注) ※は監督員が記入する。

9

建設機械使用実績報告書

Ш Ш 腁 月分 #

工事名 建設機械の貸付契約年月日 監督員の認印

毌

(万名) 借受人 作成者

盘盘

相	周安							
修理個所等								
田典	E河	千円	± ⊞	# E	# H	± ⊞	千円	十田
继柱修理事	雇なし							
	誾	計	時間	聖士	聖士	時間	時間	時間
稼動状況	運転時間							
稼動:	数	Н	Н	Н	Н	Н	Н	Н
	運転日数							
おもな作業	の作業量							
おもな	作業内容							
建設機械	番号							
女 学 一	建成燃烟石							

旧

。 おもな作業内容の欄は、貸付機械を二工種以上の異なる作業に使用したときは、運転時間又は運転日数の最も多い作業内容を記入する。 おもな作業の作業量の欄は、おもな作業内容に欄に記入した作業の作業量を測定できるときに記入する。 運転時間の欄は、運転時間の管理のできない機械又は管理の必用のない機械については、記入を省略することができる。 運転のミス又は不慮の事故に伴う修理で、当該修理に要した費用が300千円を超えるときは、修理内容の詳細な説明を添付する。

9

S

建設機械使用実績報告書

Ш Ш 月分 併 平成

Ш 悧

工事名 建設機械の貸付契約年月 監督員

Ш

(氏名) (氏名) 借受人 作成者

摘要 修理個所等 千田 千円 千円 千円 千田 千田 千田 維持修理費 時間 時間 時間 時間 時間 時間 時間 Ш Ш Ш Ш Ш Ш Ш おもないがの作業量 作業内容 建設機相 番号 建設機械名

、おもな作業内容の欄は、貸付機械を二工種以上の異なる作業に使用したときは、運転時間又は運転日数の最も多い作業内容を記入する。 おもな作業の作業量の欄は、おもな作業内容に欄に記入した作業の作業量を測定できるときに記入する。 運転時間の欄は、運転時間の管理のできない機械又は管理の必用のない機械については、記入を省略することができる。 運転のミス又は不慮の事故に伴う修理で、当該修理に要した費用が300千円を超えるときは、修理内容の詳細な説明を添付する。 (注) 1. 2. 3. 4.

様式−27						様式-27								
			令和 年	月日							令和 4	年 月	月	
三重	県知事 あて	受注者(住所)				三重県知事	事 あて		受注者	(住所)				
		(氏名) (現場代理人氏名)		印	1				(現場代理)	(氏名) (氏名)				
	建設	機械借用•返納書						趸	建設機械借用・返	函納書				
本工事におり	する使用建設機械を機能現2	兄確認の上、下記のとおり	●借用 〇返納	しました。		本工事における使	巨用建設機	械を機能	現況確認の上、下記	己のとおり	●借用○返納	L	ました。	
工事名]	工事名								_
建設機械名	型式 機械番号	付属品 ** 見	引渡しを	備考]	建設機械名型	型式 機械	番号 —	付属品	₩. E.	引渡しを		備考	

7.7-7-1									
建設機械名	型式	機械番号		付属品		引渡しを 受けた場所	備考		
建议域恢石	出り	1成1队留 勺	名称	規格	数量	受けた場所	加与		

引渡し立会者 三 重 県 (職氏名) 借 受 人 (氏名)

印印

上事名							
建設機械名	型式	機械番号		付属品		引渡しを	備考
建议域域石	主八	が対映省ケ	名称	規格	数量	受けた場所	湘石

引渡し立会者 三 重 県 (職氏名) 借 受 人 (氏名)

新

様式-28 令和 年 月 日

三重県知事 あて

受注者 (住所)

(氏名) (現場代理人氏名)

軐

現場発生品調書

年 月 日 付けをもって請負契約を締結した 工事

における下記の発生品を引き渡します。

記

品 名	規格	単 位	数量	摘要

様式-28 令和 年 月 日

三重県知事 あて

受注者 (住所)

(氏名) (現場代理人氏名)

現場発生品調書

年 月 日 付けをもって請負契約を締結した 工事

における下記の発生品を引き渡します。

記

品 名	規格	単 位	数量	摘要

1															
甘	<u> </u>														
	盤														
測定者	H							糾				П			
~-								直 実測値							
								設計値							
						測定項目	規格値	測点又は区別							
								弄							
								[実測値							
								設計値							
						測定項目	規格値	測点又は区別							
								弄						•	/
				I				実測値							/
工種組					Ħ			設計値				Ц			
	演	点	設計運	- -u 6	岸	測定項目	規格値	測点又は区別	松.	最大個子有	最多。	データ数	標準偏差		

阻

来形質

様式-31

工 種 別 様式-31

	路												
測定者						無	T						
'						: 実測値	I						
						設計値							
				測定項目	規格値	測点又は区別							
						崇							
						実測値							
						設計値							
				測定項目	規格値	測点又は区別							
						崇							7
						実測値							/
種別						設計値						/	
	测	岸	設計値との差	測定項目	規格値	測点又は区別	十 均 信 十 信	(最多値	データ数	標準偏差		

設計值 実測値

測定項目 規 格 値 測点又は区別

設計值 実測値

測定項目 規格値 測点又は区別

設計值 実測値

測定項目 規格値 測点又は区別

0

設計値との差

	由	X													
	測定者	暑					実測値 差								_
					測定項目	規格値	測点又は区別 設計値 実							_	_
							設計値 実測値 差								_
					測定項目	規格値	測点又は区別 設								
工種	種別						設計値 実測値 差							/	
•	•	展	ゼ	設計値との差	測定項目	規格値	測点又は区別	平均值	最 大 値	最 小 値	最多 値	データ数	標準偏差	'	

M

団

讏

魟

ᄪ

様式-32

X 盤 測定者 × 型 河 質 日 種別 様式-32 垣 三

工	事	着	手	届

令和 年 月 日

三重県知事 あて

住所又は所在地

受注者

氏名 又 は 名 称 及び代表者氏名 印

次の工事に着手しますので届けます。

エ	事	番	号						
及			Ü						
工	1	F	名						
エ	事	施	行			市			
				三重県				田丁	地内
場			所			郡			
請	負付	七 金	額	金				円	
着	手名	下 月	Ħ	令和	年	月	Ħ		

第1号様式

Τ'	事	着	手	届
- 1	₩.		T.	1,-1-
	#	/日		/HH

令和 年 月 日

三重県知事 あて

住所又は所在地

受注者

氏名又は名称 及び代表者氏名

次の工事に着手しますので届けます。

工事番号及び工事名						
工 事 施 行	三重県		市		町	地内
場所	二里乐		郡		щј	서입 / 1
請負代金額	金				円	
着手年月日	令和	年	月	B		

旧_____新

監督員

第2号様式

令和 年 月 日

令和 年 月 日

施工計画書

施工計画書

三重県知事 あて

第2号様式

受注者氏名

詽

受注者氏名

令和 年度

工事

令和 年度

三重県知事 あて

工事

施工計画書について(提出)

施工計画書について(提出)

標記について三重県公共工事共通仕様書第1編1-1-1-4に基づき提出します。

標記について三重県公共工事共通仕様書第1編1-1-1-4に基づき提出します。

 受理日 令和 年 月 日

 監督員

受理日 令和 年 月 日 監督員

第2号様式(森林整備工事用)

		監督員

令和 年 月 日

施工計画書

三重県知事 あて

受注者氏名

令和 年度 事業

施工計画書について(提出)

標記について、三重県公共工事共通仕様書第19編第5章19-5-5-1の規定にもとづき提出します。

 受理日
 令和
 年
 月
 日

 監督員
 印

第2号様式(森林整備工事用)

令和 年 月 日

施工計画書

三重県知事 あて

受注者氏名

令和 年度 事業

施工計画書について(提出)

標記について、三重県公共工事共通仕様書第19編第5章19-5-5-1の規定にもとづき提出します。

受理日 令和 年 月 日 監督員

第5号様式

貸与品借用書

令和 年 月 日

三重県知事あて

受注者氏名

工事番号

工事名

年 月 日工事契約に基づく下記物品借用しました。

記

品 名	規格	単 位	数量	貸与期間	受領場所	返納場所	貸与条件

第5号様式

貸与品借用書

令和 年 月 日

三重県知事あて

受注者氏名

工事番号

工事名

年 月 日工事契約に基づく下記物品借用しました。

記

L	品 名	規格	単 位	数量	貸与期間	受領場所	返納場所	貸与条件
ſ								
ſ								
ſ								

第6号様式

貸与品返納書

令和 年 月 日

三重県知事あて

受注者氏名

(11)

工事番号

工事名

年 月 日工事契約に基づく貸与品について下記のとおり返納 します。

記

品 名	規格	単位	数量	返納場所	摘要

第6号様式

貸与品返納書

令和 年 月 日

三重県知事あて

受注者氏名

工事番号

工事名

年 月 日工事契約に基づく貸与品について下記のとおり返納 します。

記

品 名	規格	単位	数量	返納場所	摘要

電子媒体等納品書

監督員 〇〇 〇〇 あて

受注者(住所) (氏名)

(現場代理人氏名) ○○ ○○ ♀

下記のとおり電子媒体及び電子化できなかった書類を納品します。

記

工事名		令和○○年度	夏〇〇工事		CORINS登録番号	1234-	-56789
電子媒体	の種類	規格	単位	数量	作成年月日	備	考
CD-	-R	700MB	部	2	年 月 日		

電	子化できなかった	書類につい	ては、ラ	゙ ジタルコ	事写真のみ	ケの電子組	h品の場合 は	不要とする。
	電子化できなかっ	た書類名						
(備考)							

第14号様式

電子媒体等納品書

監督員 〇〇 〇〇 あて

受注者(住所) (氏名)

(現場代理人氏名) ○○ ○○

下記のとおり電子媒体及び電子化できなかった書類を納品します。

記

工事名	令和○○年度○○工事				CORINS登録番号	1234-	-56789
電子媒体	の種類	規格	単位	数量	作成年月日	備	考
CD-	-R	700MB	部	2	年 月 日		

電子化できなかった書類については、	デジタル工事写真のみの電子納品の場合は不要とする
電子化できなかった書類名	

(備考)

新

出来 形管 理表

工事名

発注者名

測定結果総括表 測定結果一覧表 出来形品質管理図表 添付資料名

(標準) 出来形品質管理図 その他管理資料

受注者 (住所)

(氏名)

団

現場代理人氏名

※電子納品する場合、本様式は不要とする。

出来 形管 理表

工事名

発注者名

測定結果総括表 測定結果一覧表 出来形品質管理図表 添付資料名

(標準) 出来形品質管理図 その他管理資料

受注者 (住所)

(氏名)

現場代理人氏名

※電子納品する場合、本様式は不要とする。

品質管理表

工事名

発注者名

測定結果総括表 測定結果一覧表 出来形品質管理図表 添付資料名

(標準) 出来形品質管理図 その他管理資料

旧

受注者 (住所)

(氏名)

<u></u>

現場代理人氏名

※電子納品する場合、本様式は不要とする。

品質管理表

工事名

発注者名

測定結果総括表 測定結果一覧表 出来形品質管理図表 添付資料名

(標準) 出来形品質管理図 その他管理資料

受注者 (住所)

(氏名)

現場代理人氏名

※電子納品する場合、本様式は不要とする。

蔡式-8(1) 《参 卷》 施工体制台帳

様式例-1

施工体制台帳

《下請負人に関する事項》

41

 \boxplus

[会社名]

事業所名]

紬 業の回の回 無法

皿 # ш 绿 黙 元請契約 華 約所 継 製管

事業所 整理記号等 保険加入 の有無 健康保険等 の加入状況

五 事 内容[権限及] 申 出 - 海 発注者の 監督員名 細

施工体制台帳

Ш

皿

#

[会社名·事業者ID]

[事業所名・現場ID]

許可 (更新) 年月 # 無 妝 盐 世報は ※ ※ ※ 種 の百 設業 無盐

ш 皿 # ш 終 影 華 約所 継 契首

元請契約

雇用保険 健康保険 資格內容 資格內谷 名称 事業所 整理記号等 保険加入 の有無 健康保険等 の加入状況 監督 員名 加工 人名 田技術者会 中技術者会

旧

更新) 皿 # 代表者名 绿 黙 華 91 胀 報 益 禁 #

健康保険 健康保険 営業所の名称 工事業和 適用除 事業所 整理記号等 保険加入 の有無 健康保険等 の加入状況

安全衛生責任者名 専門技術者名 資格內容 担当工事內容 資格內容

祟 # 祟 # 祟 無

※施工体制台帳の添付書類(建設業法施行規則第14条の2第2項)

・発注者と作成課股業者の請負契約及び作成課股業者と下請負人の下請契約に係る当切契約及び変更契約の契約需面の写し、公共工事以外の建設工事について締結されるものに係るものは、請負代金の顧に係る部分を収入 ・名部分解(人) ・土在任務権(人) 住民術者又は監理技術者が生成建設業者に雇用期間を特に限定することなく雇用されている者であることを 証する基面又はこれらの写し 理事的報告が最近が保護股業者に雇用期間を特に限定することなく雇用されている者であることを 通知技術者を決しまし、その書し

祟

#

巣

無

巣

#

一号特定技能外 国人の従事の 状況 (有無)

新

щ 卅 代表者名 ш 鉖 蚁 《下請負人に関する事項》 名者・田 占 票 社業 会事 生 1 R F

(更新) 年月日 雇用保険 # 計可 厚生年金保険 舳 健康保険 米井口 必要な許可業種 8 E 継 誸 裁盐

雇用保険 多保险 机人机 健康保険 営業所の名称 加入端田 事業所 整理記号等 保険加入 の有無 健康保険等 の加入状況

乍 外国人技能実 習生の従事の 状況(有無) 安全衛生推進者名雇用管理責任者名 担当工事内容 専門技術者 巣 無 外国人建設就 労者の従事の 状況(有無) 巣 # 資格內容 主任技術者 意見申出了 一号特定技能/ 国人の従事の 状況 (有無)

※施工体制台帳の添付書類(建設業法施行規則第14条の2第2項)

祟

・発注者と作成建設業者の請負契約及び作成建設業者と下請負人の下請契約に係る当初契約及び変更契約 の契約書面の写し(公共工事以外の建設工事について締結されるものに係るものは、請負代金の額に係る部 分配務が引いた。 主任技術者又は監理技術者が生任技術者資格又は監理技術者資格を有する事を証する書面及び当該主任 技術者又は監理技術者が作成建設業者に雇用期間を特に限定することなく雇用されている者であることを証す る書面の又はこかの写し ・ 専門技術者をおら場合は、その者が主任技術者資格を有することを証する書面及びその者が作成建設業者に 雇用期間を特に限定することなく雇用されている者であることを証する書面及びその者が作成建設業者に 雇用期間を特に限定することなく雇用されている者であることを証する書面及びその者が作成建設業者に

巣

無

巣

無

祟

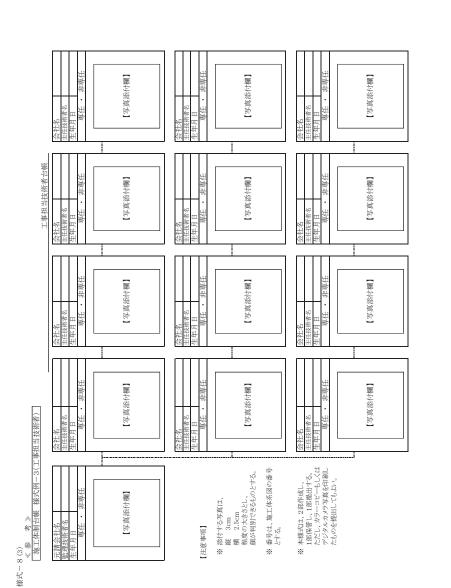
無

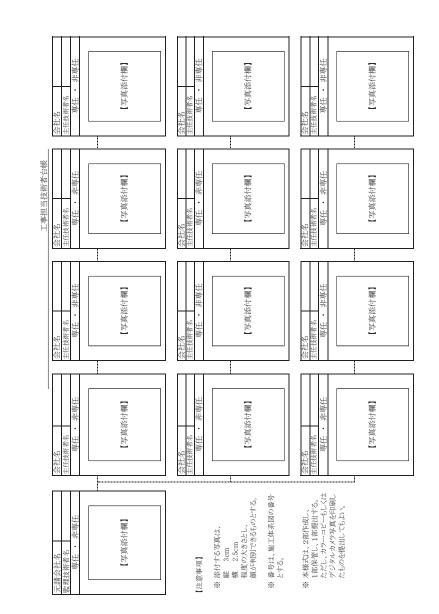
一号特定技能外 国人の従事の 状況 (有無)

新

	工事作業所災害	工事作業所災害防止協議会兼施工体系図		
発注者名	自	ш		
工事名称	工期 至 年 月	Ш		
			ļ	
元請名	会社名	会社名	会社名	会社名
監督員名	安全衛生責任者	安全衛生責任者	安全衛生責任者	安全衛生責任者
整理技術者名 主任技術者名	主任技術者	主任技術者	主任技術者	主任技術者
專門技術者名	專門技術者	專門技術者	專門技術者	專門技術者
担当工事内容		1 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日	日	1 年 日 日 日 日 日 日 日 日 日
專門技術者名	工期 年 月 日~ 年 月 日	工物 年 月 日~ 年 月 日	工期 年 月 日~ 年 月 日	工類 年 月 日~ 年
担当工事内容 元方安全衛生管理者				
△ 正 総括安全衛生責任者	会社名	会社名	会社名	会社名
	安全衛生責任者	安全衛生責任者	安全衛生責任者	安全衛生責任者
中	主任技術者	主任技術者	主任技術者	主任技術者
	專門技術者	專門技術者	專門技術者	專門技術者
4	日	日 加州日寿 子 子 子 子 子 子 子 子 子 子 子 子 子 子 子 子 子 子 子	日	日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日
1 以以	工物 年月 日~ 年月 日	工期 年月 日~ 年月 日	工期 年 月 日~ 年 月 日	工類 年 月 日~ 年
	会社名	徐春春	会社名	4 4 名
	安全衛生責任者	安全衛生責任者	安全衛生責任者	安全衛生責任者
(注) 一次下請負人となる警備会社については、商号又は名称、	主任技術者	主任技術者	主任技術者	主任技術者
現場責任者名、工規を記入する。	專門技術者	專門技術者	專門技術者	專門技術者
	五 担当工事 本 内容	五 担当工事 事 内容	五 担当工事 事 内容	日
	工期年月日~年月日	工期年月日~年月日	工期 年 月 日~ 年 月 日	工期年月日~年
	会社名	会符名	会符名	会社名
	安全衛生責任者	安全衛生責任者	安全衛生責任者	安全衛生責任者
	主任技術者	主任技術者	主任技術者	主任技術者
	# [*	ŵ	W
	中 子 学 学	· 一种	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	事 公司 日本 日本
	工期年月日~年月日	工期年月日~年月日	工業年月日~年月日	工期年月日~4

				1
施工体系図	10 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0		10 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0
1 日本 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日	2	2 1 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	11 to 0 t	## 10
· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	及語名・参照者D	城。在		





桖
安
刪
糎
۴
呷

				ш	年月日	Ш	Ш
				H	更新) 年	年 月	年 月
				并	許可 (更新)	-	4
奉						吹	中
[報告下請負業者] 住 所	令 牲 名	代表者名		注文者との 契 約 日	可番号	採	緱
				田田田	紘	奉令	幸 一般
		する事項》		自 至 年 月	施工に必要な許可業種	工事業大臣	工事業別事
1 立文 上 有 4	元請名称	《自社に関する事項》	工事名券 及事名券 工事内容	工類		雑設業の非	

-		_	_	_	_	_	_	_	_	_
	雇用保険	人 未加入 適用除外	雇用保険							
-		加入適	厚生年金保険							
	厚生年金保険	人 未加入 適用除外	厚生年		者名	者名	者名	平	蓉	公谷
	厚生年	人叫 適用	健康保険		安全衛生責任者名	安全衛生推進者名	雇用管理責任者名	専門技術者名	資格內容	数 中土工 無 日 忠
ſ			额		¥	¥	運	审		
	健康保険	人 未加入 適用除外	営業所の名称							
	翠	村湯	宣業別							
-		加		重記号等					專 任 非專任	
		加	有業所 営業再	整理記号等	名	権限及び 意見申出方法	現場代理人名	権限及び 意見申出方法	主任技術者名 専任 非専任	資格內容

	単	
	無	
to-b	外国人技能実 習生の従事の 状況(有無)	
工事内容	巣	
原果	棰	
	外国人建設就 労者の従事の 状況(有無)	

無

許可 (更新) 年月日 # 代表者名 ш 梅 綠 黙 施工に必要な許可業種 事業所 整理記号等 保険加入 の有無 現場代理人名 權限及び 意見申出方法 主任技術者名 資格內容 《再下請負関係》 (世) 新 (世) 正 事 名 称 (大) 及 (大) な (大) な (大) 本 ら な (大) ま ち か (大) ま も (大) ま 徐 祥 名 華 験談験 健康保険等 の加入状況

皿

							一
							外国人技能実 習生の従事の 状況(有無)
2衛生責任者名	2衛生推進者名	月管理責任者名	郭門技術者名	資格內容	担当工事内容		有無
英3	英3	雇用	TEP:				を を 手の 手無)
							外国人建設就 労者の従事の 状況(有無)
		油油					祟
	111						単
現場代理人名	権限及び 意見申出方法	主任技術者名	資格內容				一号特定技能外 国人の従事の状 況 (有無)
	現場代理人名	.116	年 年 年 年 年 年 年 年 年 年 年 年 年 年 年 年 年 年 年	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	推 任 推 推	班 數 数 数 数	安全 安全 安全 大学

旧

※再下請通知書の添付書類(建設業法施行規則第14条の4第3項)

・再下請通知人が再下請人と締結した当初契約及び変更契約の契約書面の写し(公共工事以外の建設工事 について締結されるものに係るものは、請負代金の額に係る部分を除く)

ш Щ #

再下請負通知書

上神

近文 画灶

【報告下請負業者】 住 所 会社名· 事業者1D 符名 元請名称• 事 業 者 1D

皿 # 注文者との 契 約 日 《自社に関する事項》 平 工及工事 事

代表者名

掲	施工に必要な許ら	許可業種		紘	臣	血	中	掘	許可 (更	能	年月日	
日の		本本日	大 名 4	特定一般		無	中		サ		Щ	ш
		工事業	大 哲 神	特定一般		無	中	_	華		田	ш
												П
	保険加入	御	健康保険		í	厚生年金	F金保険	47/	圏	14後	继	
	O. 4-4m	The state of	and other	,	ľ	den of	and a dear	l	den of		As deep of	T

無用不敗	加入 未加入 適用除外	雇用保険							
_	, m, 7	厚生年金保険							
12 14 13	未加入 余外	厚生年		者名	者名	者名	4	蓉	L. sdes
库计十进床员	加入 未加入 適用除外	健康保険		安全衛生責任者名	安全衛生推進者名	雇用管理責任者名	専門技術者名	資格內容	1
	,	}		英	按	運	曹		
使尿不因	加入 未加入 適用除外	営業所の名称							
保険加入	の有無	事業所	整理記号等					專 任 非専任	
征			劉	松	の対対	人名	がおび	平名	and a
	健康保険等	の加入状況		監督員名	権限及び 意見申出方法	現場代理人名	権限及び 意見申出方法	主任技術者名	41 000

					単
					#
				1/4	外国人技能実 習生の従事の 状況(有無)
安全衛生推進者名	雇用管理責任者名	門技術者名	資格內容	担当工事内容	#
安全衛	雇用管	申目	緷	型	車
					外国人建設就 労者の従事の 状況(有無)
					単
			專 任 非專任		年
意見申出方法	現場代理人名	権限及び 意見申出方法	主任技術者名	資格內容	一号特定技能外 国人の従事の状 況(有無)
	票		卄		

再下請負業者及び再下請負契約関係について次のとおり報告いたします。						
3者及び再下請負契約限	代表者名			*/9 LI#	E K	
再下請負業				年 月 日	年 月 田	
(中广明) (西) (中)	a 名 者 ID	番号	名 格 込 谷		州	
1	会 社 名 •事業者ID	往電話	工 事 名 称 及 工 事 名 が 工 事 内 容	ŀ	4	

	ш	ш	ı				
許可 (更新) 年月日	. A	. A		雇用保険	く 未加入 適用除外	雇用保険	
許可 (連	年	年		四	加入	厚生年金保険	
	串	台		金保険	未加入 余外	厚生年	
日番号	継	継		厚生年金保険	加入 未办 適用除外	健康保険	
鰛	大臣 特定知事 一般	大臣 特定 知事 一般		健康保険	、 未加入 適用除外		
許可業種	工事業 和財	工事業 大臣 哲事		御	人叫	営業所の名称	
施工に必要な許可業種				保険加入	の有無	事業所	整理記号等
	事設業の同				健康保険等	の加入状況	

	安全衛生責任者名	安全衛生推進者名	雇用管理責任者名	專門技術者名	資格內容	担当工事内容	
			專 任 非專任				
	現場代理人名	権限及び 意見申出方法	主任技術者名	資格內容			

祟

#

祟

無

祟

無

※再下請通知書の添付書類(建設業法施行規則第14条の4第3項)

- 南下諸通知人が南下請人と締結した当初契約及び変更契約の契約書面の写し(公共工事以外の建設工事について締結されるものに係るものは、請負代金の題に係る的分を際く)

新

年 月 串 年 月 日

ш

Щ 皿 年 月 串 年 月 日 年月日

年月 年月

(次)会社名・事業者DD 福出日 光器

щ

#

旧

一次会社名 ・事業者1D #

鐮

#

本書面に記載した内容は、作業員 名簿として安全衛生管理や労働災 書発生時の緊急連絡・対応のため に元額負業者に提示することにつ いて、記載者本人は同意しています。

事業所の名称 ・現場ID 所長名

梅中

南・資 格・免 L ▼ F 年 月 日 年 月 目

紘 恕 技能購習 年 月 日 年月日 年月日 年 月 目 年 月 日 带 簽 報 桜 榝 * 職種

(再) … た験有害業務・再発防止教育 …18歳未満の作業員) …主任技術者 (m) …職 長 | …外国人技能実習生 (L) … (3) …現場代理人(主) …主任技術者

(80)

(注)2. 作業主任者は作業を直接指揮する義務を負うので、同時に加口されている他の即場や、同一取場においても他の件業主任者を業務することは、独的に認められていないので、複数の選任としなければならない。

旧

添 付 資 料 目 次

	基 準·要 綱 等 名	ページ
1	建設副産物適正処理推進要綱(平成14年5月)	1
2	再生資源の利用の促進について(平成3年10月)	1
3	三重県建設副産物処理基準(令和2 <u>3</u> 年8 <u>4</u> 月)	2
4	土木工事安全施工技術指針(令和2年3月)	36
5	建設機械施工安全技術指針(平成17年3月)	36
6	建設工事公衆災害防止対策要綱(令和元年9月)	36
7	土木請負工事における安全・訓練等の実施について(平成4年3月)	36
8	建設工事の安全対策に関する措置について(平成4年4月)	37
9	薬液注入工法による建設工事の施工に関する通達及び暫定指針(平成2年9月)	37
10	建設工事に伴う騒音振動対策技術指針(昭和51年3月)	37
11	道路標識、区画線及び道路標識に関する命令(平成29年4月)	37
12	道路工事現場における標示施設等の設置基準 (平成18年3月)	38
13	道路工事現場における工事情報看板及び工事説明看板の設置について(平成18年3月)	43
14	道路工事保安施設設置基準(案)(昭和47年2月)	46
15	公共用緑化樹木等品質寸法規格基準(案)(平成20年12月)	46
16	仮締切堤設置基準(案)(平成26年12月)	47
17	三重県産業廃棄物税条例	50
18	三重県生活環境の保全に関する条例	50
19	三重県リサイクル製品利用推進条例	50
20	三重県リサイクル製品利用推進条例施行規則	50
21	みえ・グリーン購入基本方針	50
22	三重県公共工事等暴力団等排除措置要綱	50
23	施工体制台帳に係る書類の提出について(平成27年3月) 上記の内、施工体制台帳の作成等について(通知)(<mark>令和3平成31</mark> 年3月)	51
24	河川工事等の工事看板の取扱いについて (令和2年2月)	60 <u>62</u>
25	三重県 CALS 電子納品運用マニュアル(令和2年8月)	62 <u>64</u>
-		

新

添 付 資 料 目 **次**

		基 準・要 綱 等 名	ページ
	1	建設副産物適正処理推進要綱(平成14年5月)	1
	2	再生資源の利用の促進について(平成3年10月)	1
	3	三重県建設副産物処理基準(令和3年4月)	2
	4	土木工事安全施工技術指針(令和2年3月)	36
	5	建設機械施工安全技術指針(平成17年3月)	36
	6	建設工事公衆災害防止対策要綱(令和元年9月)	36
	7	土木請負工事における安全・訓練等の実施について (平成4年3月)	36
	8	建設工事の安全対策に関する措置について (平成4年4月)	37
	9	薬液注入工法による建設工事の施工に関する通達及び暫定指針(平成2年9月)	37
	10	建設工事に伴う騒音振動対策技術指針(昭和51年3月)	37
	11	道路標識、区画線及び道路標識に関する命令(平成29年4月)	37
	12	道路工事現場における標示施設等の設置基準(平成18年3月)	38
	13	道路工事現場における工事情報看板及び工事説明看板の設置について(平成18年3月)	43
	14	道路工事保安施設設置基準(案)(昭和47年2月)	46
	15	公共用緑化樹木等品質寸法規格基準(案)(平成20年12月)	46
	16	仮締切堤設置基準(案)(平成26年12月)	47
	17	三重県産業廃棄物税条例	50
	18	三重県生活環境の保全に関する条例	50
	19	三重県リサイクル製品利用推進条例	50
	20	三重県リサイクル製品利用推進条例施行規則	50
	21	みえ・グリーン購入基本方針	50
	22	三重県公共工事等暴力団等排除措置要綱	50
,	23	施工体制台帳に係る書類の提出について(平成27年3月) 上記の内、施工体制台帳の作成等について(通知)(令和3年3月)	51
	24	河川工事等の工事看板の取扱いについて (令和2年2月)	62
	25	三重県 CALS 電子納品運用マニュアル(令和 2 年 8 月)	64

新

3. 三重県建設副産物処理基準

第1条 目 的

この基準は建設工事の副産物である建設発生土と建設廃棄物の適正な処理等に係る総合的な対策 を発注者及び施工者が適切に実施するために必要な基準を示し、もって建設工事の円滑な施工の確保、 資源の有効な利用の促進及び生活環境の保全を図ることを目的とする。

第2条 この基準に掲げる用語の意義は次による。

(1) 建設副産物

「建設副産物」とは、建設工事に伴い副次的に得られたすべての物品であり、その種類としては、「工事現場外に搬出される建設発生土」、「コンクリート塊」、「アスファルト・コンクリート塊」、「建設発生木材」、「建設汚泥」、「紙くず」、「金属くず」、「ガラスくず・コンクリートくず(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。)及び陶磁器くず」又はこれらのものが混合した「建設混合廃棄物」などをいう。

(2) 建設発生土

「建設発生土」とは、建設工事に伴い副次的に得られた土砂であり、廃棄物処理法に規定する廃棄物には該当しない。(廃掃法施行令第2条)

建設発生土には、

- ① 十砂及び専ら土地造成の目的となる土砂に準ずるもの、
- ② 港湾、河川等の浚渫に伴って生ずる土砂(浚渫土)、その他これに類するものがある。
- 一方、「建設工事において発生する建設汚泥」は、廃棄物処理法上の産業廃棄物に該当する。

土砂と建設汚泥の区分については、次に示す環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課長通知「建設工事等から生ずる廃棄物の適正処理について」(平成23年3月30日環廃産第110329004号)によるものとする。

【建設汚泥の取り扱い】

地下鉄工事等の建設工事に係る掘削工事に伴って排出されるもののうち、含水率が高く粒子が微細な泥状のものは、無機性汚泥(以下「建設汚泥」という。)として取り扱う。また、粒子が直径74ミクロンを超える粒子をおおむね95%以上含む掘削物にあっては、容易に水分を除去できるので、ずり分離等を行って泥状の状態ではなく流動性を呈さなくなったものであって、かつ、生活環境の保全上支障のないものは土砂として扱うことができる。

泥状の状態とは、標準仕様ダンプトラックに山積みができず、また、その上を人が歩けない状態をいい、この状態を土の強度を示す指標でいえば、コーン指数がおおむね200kN/m²以下又は一軸圧縮強度がおおむね200kN/m²以下である。

しかし、掘削物を標準使用ダンプトラック等に積み込んだ時には泥状を呈していない掘削物であっても、運搬中の練り返しにより泥状を呈するものもあるので、これらの掘削物は「汚泥」として取り 放う必要がある。なお、地山の掘削により生じる掘削物は土砂であり、土砂は廃棄物処理法の対象外である。

3. 三重県建設副産物処理基準

第1条 目 的

この基準は建設工事の副産物である建設発生土と建設廃棄物の適正な処理等に係る総合的な対策 を発注者及び施工者が適切に実施するために必要な基準を示し、もって建設工事の円滑な施工の確保、 資源の有効な利用の促進及び生活環境の保全を図ることを目的とする。

第2条 この基準に掲げる用語の意義は次による。

(1) 建設副産物

「建設副産物」とは、建設工事に伴い副次的に得られたすべての物品であり、その種類としては、「工事現場外に搬出される建設発生土」、「コンクリート塊」、「アスファルト・コンクリート塊」、「建設発生木材」、「建設汚泥」、「紙くず」、「金属くず」、「ガラスくず・コンクリートくず(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。)及び陶磁器くず」又はこれらのものが混合した「建設混合廃棄物」などをいう。

(2) 建設発生土

「建設発生土」とは、建設工事に伴い副次的に得られた土砂であり、廃棄物処理法に規定する廃棄物には該当しない。(廃掃法施行令第2条)

建設発生土には、

- ① 十砂及び専ら土地造成の目的となる土砂に準ずるもの、
- ② 港湾、河川等の浚渫に伴って生ずる土砂 (浚渫土)、その他これに類するものがある。
- 一方、「建設工事において発生する建設汚泥」は、廃棄物処理法上の産業廃棄物に該当する。

土砂と建設汚泥の区分については、次に示す環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課長通知「建設工事等から生ずる廃棄物の適正処理について」(平成23年3月30日環廃産第110329004号)によるものとする。

【建設汚泥の取り扱い】

地下鉄工事等の建設工事に係る掘削工事に伴って排出されるもののうち、含水率が高く粒子が微細な泥状のものは、無機性汚泥(以下「建設汚泥」という。)として取り扱う。また、粒子が直径74ミクロンを超える粒子をおおむね95%以上含む掘削物にあっては、容易に水分を除去できるので、ずり分離等を行って泥状の状態ではなく流動性を呈さなくなったものであって、かつ、生活環境の保全上支障のないものは土砂として扱うことができる。

泥状の状態とは、標準仕様ダンプトラックに山積みができず、また、その上を人が歩けない状態をいい、この状態を土の強度を示す指標でいえば、コーン指数がおおむね200kN/㎡以下又は一軸圧縮強度がおおむね200 kN/㎡以下である。

しかし、掘削物を標準使用ダンプトラック等に積み込んだ時には泥状を呈していない掘削物であっても、運搬中の練り返しにより泥状を呈するものもあるので、これらの掘削物は「汚泥」として取り 放う必要がある。なお、地山の掘削により生じる掘削物は土砂であり、土砂は廃棄物処理法の対象外である。

新

(3) 建設廃棄物

「建設廃棄物」とは、建設副産物のうち、廃棄物処理法第2条第1項に規定する廃棄物に該当するものをいい、一般廃棄物と産業廃棄物の両者を含む概念である。

建設副産物と建設廃棄物の関係及び具体例は別紙1のとおりである。

第3条 適用範囲

この基準は、三重県が発注する建設工事から発生する建設副産物の処理に適用する。

第4条 基本方針

発注者及び施工者は、「建設工事に係る資材の再生資源化等に関する法律(建設リサイクル法)」、「三重県における特定建設資材に係る分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の促進等に関する指針」及び「建設リサイクル推進計画2020~「質」を重視するリサイクルへ~2016(中部地方版)」並びに次の基本方針により、適切な役割分担のもとに建設副産物に係る総合的対策を適切に実施しなければならない。

- (1) 建設副産物の発生の抑制に努めること。
- (2) 建設副産物のうち、再使用をすることができるものについては、再使用に努めること。
- (3) 建設副産物のうち、再使用がされないものは、再生利用に努めること。
- (4) 建設副産物のうち、再使用及び再生利用がされないものは熱回収に努めること。
- (5) 建設副産物のうち、前3号の規定による循環的な利用が行われないものについては、適正に処分すること。なお、処分に当たっては、縮減することができるものについては縮減に努めること。

第5条 原則化ルール

建設副産物の工事現場からの搬出にあたっては、以下の事項について、経済性に拘わらず実施する ことを原則とする。

- コンクリート塊、アスファルト塊
- ・工事現場からの距離に拘わらず再資源化施設へ搬出する。
- 建設発生木材(伐採根、伐採木を含む)
- ・原則として再資源化施設へ搬出する。

ただし、工事現場から50kmの範囲内に再資源化施設等がない場合または以下の(1)及び(2)の条件を共に満たす場合は、再資源化に代えて縮減(中間処理施設での焼却)することができる。

- (1) 工事現場から再資源化施設までの車両が通行できる道路が整備されていない場合で
- (2) 縮減をするために行う運搬に要する費用の額が、再資源化施設までの運搬に要する費用の額より低い場合
- 建設汚泥
- ・工事現場から50kmの範囲内に再資源化施設等がある場合は、再資源化施設へ搬出する。
- ・工事現場から50kmの範囲内に再資源化施設等がない場合は、適正処理(最終処分)を行う。
- ○建設発生土
- ・工事現場から50kmの範囲内の他の工事現場等(国有地又は公有地、民間建設工事を含む)へ搬出する。
- ・工事現場から50kmの範囲内の他の工事現場等(国有地又は公有地、民間建設工事を含む) へ搬出できない場合、民有地(再資源化施設等を含む)へ適正に処理する。

(3) 建設廃棄物

「建設廃棄物」とは、建設副産物のうち、廃棄物処理法第2条第1項に規定する廃棄物に該当するものをいい、一般廃棄物と産業廃棄物の両者を含む概念である。

建設副産物と建設廃棄物の関係及び具体例は別紙1のとおりである。

第3条 適用範囲

この基準は、三重県が発注する建設工事から発生する建設副産物の処理に適用する。

第4条 基本方針

発注者及び施工者は、「建設工事に係る資材の再生資源化等に関する法律(建設リサイクル法)」、「三重県における特定建設資材に係る分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の促進等に関する指針」及び「建設リサイクル推進計画2020~「質」を重視するリサイクルへ~」並びに次の基本方針により、適切な役割分担のもとに建設副産物に係る総合的対策を適切に実施しなければならない。

- (1) 建設副産物の発生の抑制に努めること。
- (2) 建設副産物のうち、再使用をすることができるものについては、再使用に努めること。
- (3) 建設副産物のうち、再使用がされないものは、再生利用に努めること。
- (4) 建設副産物のうち、再使用及び再生利用がされないものは熱回収に努めること。
- (5) 建設副産物のうち、前3号の規定による循環的な利用が行われないものについては、適正に処分すること。なお、処分に当たっては、縮減することができるものについては縮減に努めること。

第5条 原則化ルール

建設副産物の工事現場からの搬出にあたっては、以下の事項について、経済性に拘わらず実施する ことを原則とする。

- コンクリート塊、アスファルト塊
- ・工事現場からの距離に拘わらず再資源化施設へ搬出する。
- 建設発生木材 (伐採根、伐採木を含む)
- ・原則として再資源化施設へ搬出する。

ただし、工事現場から50kmの範囲内に再資源化施設等がない場合または以下の(1)及び(2)の条件を共に満たす場合は、再資源化に代えて縮減(中間処理施設での焼却)することができる。

- (1) 工事現場から再資源化施設までの車両が通行できる道路が整備されていない場合であって、
- (2) 縮減をするために行う運搬に要する費用の額が、再資源化施設までの運搬に要する費用の額より低い場合
- 建設汚泥
- 工事現場から50kmの範囲内に再資源化施設等がある場合は、再資源化施設へ搬出する。
- ・工事現場から50kmの範囲内に再資源化施設等がない場合は、適正処理(最終処分)を行う。
- - ・工事現場から50kmの範囲内の他の工事現場等(国有地又は公有地、民間建設工事を含む)へ搬出する
 - ・工事現場から50kmの範囲内の他の工事現場等(国有地又は公有地、民間建設工事を含む) へ搬出できない場合、民有地(再資源化施設等を含む)へ適正に処理する。

- 5. 三重県リサイクル製品利用推進条例に基づく認定製品
- ・県の公共事業にあっては、その性能、品質、数量、価格等について考慮し、優先的に使用するよう努めなければならない。
- 国、市町等の公共工事にあっては、できる限り使用するよう努めるものとする。

第10条 附則

1. この基準は令和23年84月1日より適用する。

なお、令和2年4月1日以降に建設発生土の処理を行うものについても適用する。 ただし、建設発生土の処理が令和2年12月22日までに完了するものについては、第7条第5項の(2)は適用しない。

- 5. 三重県リサイクル製品利用推進条例に基づく認定製品
- ・県の公共事業にあっては、その性能、品質、数量、価格等について考慮し、優先的に使用するよう努めなければならない。
- 国、市町等の公共工事にあっては、できる限り使用するよう努めるものとする。

第10条 附則

1. この基準は令和3年4月1日より適用する。

別紙14

(表面)

建設発生土受入承諾書

年 月 日

(受注者名) 様

土地所有者 住 所 氏 名

三重県 発注の 工事施行に伴い発生する 土砂を下記のとおり、私の所有地に受け入れることを承諾します。

また、受け入れにあたっては、別紙「建設発生土を受け入れるにあたっての承諾 事項」について厳守します。

記

- 1 受入地の所在地
 - (市)
 (町村)
 大字
 番地

 (郡)

.

- 2 地目 ()
- 3 受入土量
- 4 期 間
- 5 関係法令、条例等への対応(許可等)
- 6 添付資料
 - (1)位置図、平面図等
 - (2) 受入地が判別できる写真

別紙14

(表面)

建設発生土受入承諾書

年 月 日

(受注者名) 様

土地所有者 住 所 氏 名

三重県 発注の 工事施行に伴い発生する 土砂を下記のとおり、私の所有地に受け入れることを承諾します。

また、受け入れにあたっては、別紙「建設発生土を受け入れるにあたっての承諾 事項」について厳守します。

記

- 1 受入地の所在地
 - (市) (町村) 大字 番地 (郡)

2 地 目 ()

- 3 受入土量
- 4 期 間
- 5 関係法令、条例等への対応(許可等)
- 6 添付資料
 - (1)位置図、平面図等
 - (2) 受入地が判別できる写真

別紙15

建設発生土			搬出伝	票	整理番号			
搬出年月日	年 月	日	請負業者名		主任技術者			卯
工事名			工事場所 (搬出元)	市郡	町	地区	ħ	
搬出する 土質	□第1種 □第4₹ □第2種 □泥土 □第3種			搬出する 土量 (㎡)			m³	
搬出先 の種別	□他の公共工事へ流用 □他の民間工事へ流用			搬出先の所在地	市郡	町	地内	
	□国有地 □ストックヤード	□公有地 □その他	-	搬出先の名称				
運搬距離			km					
運搬車両番号				運転者名			印	
備考								

別紙15

建設発生土 搬			搬出伝票			整理番号		
搬出年月日	年 月	日	請負業者名			主任技術者		
工事名			工事場所 (搬出元)	市郡		町	地	为
搬出する 土質	□第 1 種 □第 4 和 □第 2 種 □泥土 □第 3 種	E		搬出する 土量 (㎡)				m³
搬出先 の種別	□他の公共工事へ流用 □他の民間工事へ流用			搬出先の所在地		市 郡	町	地内
	□国有地 □ストックヤード	□公7 □そ(搬出先の名称				
運搬距離			km					
運搬車両番号				運転者名				
備考								

^{*} この伝票は、建設発生土を現場外へ搬出する場合に使用する。

^{*} この伝宗は、建版元王上とが何だ「歌郎」マで南日にムルァッ。 * この伝宗は、連継車両一車ごとに作成する。 * 連搬車両番号欄は、ナンバーブレート番号とし、整理番号として1つの搬出先に対して運搬の速い者から順に連番を付する。

^{*}印欄は、サインでも可

^{*} この伝票は、建設発生土を現場外へ搬出する場合に使用する。

^{*}この伝票は、運搬車両一車ごとに作成する。

^{*}運搬車両番号欄は、ナンバープレート番号とし、整理番号として1つの搬出先に対して運搬の速い者から順に連番を付する。

^{*}印欄は、サインでも可

新

平成7年6月20日建設省経建発第147号

最終改正: 今和3平成31年33月229日 国不主建第499~405500号

各地方整備局等建設業担当部長 各都道府県建設業主管部局長殿

国十交通省十地,建設産業局建設業課長

施工体制台帳の作成等について(通知)

建設業法の一部を改正する法律(平成6年法律第63号)により、平成7年6月29 日から特定建設業者に施工体制台帳の作成等が義務付けられ、また、公共工事の入札及 び契約の適正化の促進に関する法律(平成12年法律第127号。以下「入札契約適正 化法」という。)の適用対象となる公共工事(以下単に「公共工事」という。)は、発注 者へその写しの提出等が義務付けられることとなった。さらに、建設業法等の一部を改 正する法律(平成26年法律第55号)により、平成27年4月1日から、公共工事に ついては、発注者から直接請け負った公共工事を施工するために下請契約を締結す る場合には下請金額にかかわらず施工体制台帳の作成等が義務付けられることとなった。 加えて、建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改 正する法律(令和元年法律第30号)、建設業法施行規則及び施工技術検定規則の一部 を改正する省令(令和2年国土交通省令第69号)等により、施工体制台帳の記載事項 として、新たに監理技術者補佐の氏名等が追加されるとともに、いわゆる「作業員名簿」 を施工体制台帳の一部として作成することとされるなど、所要の改正が行われた。この ため、これらの的確な運用に資するため、施工体制台帳の作成等を行う際の指針を下記 のとおり定めたので、貴職におかれては、十分留意の上、事務処理に当たって遺漏のな いよう措置されたい。

なお、貴管内の公共工事の発注者等関係行政機関及び建設業者団体にも連やかに関係 事項の徴席方を取り割らわれたい

記

一 作成建設業者の義務

建設業法 (昭和24年法律第100号。以下「法」という。) 第24条の 8-7第1項(入札契約適正化法第15条第1項の規定により読み替えて適用 平成7年6月20日建設省経建発第147号

最終改正:令和3年3月2日 国不建第405号

各都道府県建設業主管部局長殿

国十交通省不動産,建設経済局建設業課長

施工体制台帳の作成等について(通知)

建設業法の一部を改正する法律(平成6年法律第63号)により、平成7年6月29日から特定建設業者に施工体制台帳の作成等が義務付けられ、また、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律(平成12年法律第127号。以下「入札契約適正化法」という。)の適用対象となる公共工事(以下単に「公共工事」という。)は、発注者へその写しの提出等が義務付けられることとなった。さらに、建設業法等の一部を改正する法律(平成26年法律第55号)により、平成27年4月1日から、公共工事については、発注者から直接請け負った公共工事を施工するために下請契約を締結する場合には下請金額にかかわらず施工体制台帳の作成等が義務付けられることとなった。加えて、建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律(令和元年法律第30号)、建設業法施行規則及び施工技術検定規則の一部を改正する法律(令和元年法律第30号)、建設業法施行規則及び施工技術検定規則の一部を改正する省令(令和2年国土交通省令第69号)等により、施工体制台帳の記載事項として、新たに監理技術者補佐の氏名等が追加されるとともに、いわゆる「作業員名簿」を施工体制台帳の一部として作成することとされるなど、所要の改正が行われた。

このため、これらの的確な運用に資するため、施工体制台帳の作成等を行う際の指針を下記のとおり定めたので、貴職におかれては、十分留意の上、事務処理に当たって遺漏のないよう措置されたい。

記

一 作成建設業者の義務

建設業法(昭和24年法律第100号。以下「法」という。)第24条の 8第1項(入札契約適正化法第15条第1項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)の規定により施工体制台帳を作成しなければならない場

される場合を含む。)の規定により施工体制台帳を作成しなければならない場合における建設業者(以下「作成建設業者」という。)の留意事項は次のとおりである。

(1) 施工計画の立案

施工体制台帳の作成等に関する義務は、公共工事においては発注者から直接請け負った公共工事を施工するために下請契約を締結したときに、民間工事(公共工事以外の建設工事をかう。以下同じ。)においては発注者から直接請け負った建設工事を施工するために締結した下請契約の総額が4,000万円(建築一式工事にあっては、6,000万円)以上となったときに生じるものである。このため、特に民間工事については、監理技術者の設置や施工体制台帳の作成等の要否の判断を的確に行うことができるよう、発注者から直接建設工事を請け負おうとする特定建設業者は、建設工事を請け負う前に下請負人に施工させる範囲と下請代金の額に関するおおむねの計画を立案しておくことが望ましい。

(2) 下請負人に対する通知

公共工事においては発注者から請け負った建設工事を施工するために下請契約を締結したとき、民間工事においては下請契約の額の総額が4,000万円(建築一式工事にあっては、6,000万円)に達するときは、

- ① 作成建設業者が下請契約を締結した下請負人に対し、
 - a 作成建設業者の称号又は名称
 - b 当該下請負人の請け負った建設工事を他の建設業を営む者に請け 負わせたときには法第24条の87第2項の規定による通知(以下 「再下請負通知」という。)を行わなければならない旨
 - c 再下請負通知に係る書類(以下「再下請負通知書」という。)を 提出すべき場所
 - の 3 点を記載した書面を通知交付しなければならない。
- ② ①のa、b及びcに掲げる事項が記載された書面を、工事現場の見や すい場所に掲げなければならない。

上記①及び②の書面の記載例としては、次のようなものが考えられる。 〔①の書面の文例〕

下請負人となった皆様へ

今回、下請負人として貴社に施工を分担していただく建設工事については、建設業法(昭和 24 年法律 100 号)第 24 条の 8 2 第 1 項の規定により、施工体制台帳を作成しなければならないこととなっています。

この建設工事の下請負人(貴社)は、その請け負ったこの建設工事を他の建設業者を営むもの (建設業の許可を受けていないものを含みます。)に請け負わせたときは、

イ 建設業法第24条の87第2項の規定により、遅滞なく、建設業 法施行規則(昭和24年建設省令第14号。以下「規則」という。) 第14条の4に規定する再下請負通知書を当社あてに次の場所まで 提出しなければなりません。また、一度通知いただいた事項や書類 に変更が生じたときも、遅滞なく、変更の年月日を付記して同様の 通知書を提出しなければなりません。 新

合における建設業者(以下「作成建設業者」という。)の留意事項は次のとおりである。

(1) 施工計画の立案

施工体制台帳の作成等に関する義務は、公共工事においては発注者から直接請け負った公共工事を施工するために下請契約を締結したときに、民間工事(公共工事以外の建設工事をかう。以下同じ。)においては発注者から直接請け負った建設工事を施工するために締結した下請契約の総額が4,000万円(建築一式工事にあっては、6,000万円)以上となったときに生じるものである。このため、特に民間工事については、監理技術者の設置や施工体制台帳の作成等の要否の判断を的確に行うことができるよう、発注者から直接建設工事を請け負おうとする特定建設業者は、建設工事を請け負う前に下請負人に施工させる範囲と下請代金の額に関するおおむねの計画を立案しておくことが望ましい。

(2) 下請負人に対する通知

公共工事においては発注者から請け負った建設工事を施工するために下請契約を締結したとき、民間工事においては下請契約の額の総額が4,000万円(建築一式工事にあっては、6,000万円)に達するときは、

- ① 作成建設業者が下請契約を締結した下請負人に対し、
 - a 作成建設業者の称号又は名称
 - b 当該下請負人の請け負った建設工事を他の建設業を営む者に請け 負わせたときには法第24条の8第2項の規定による通知(以下「再 下請負通知」という。)を行わなければならない旨
 - c 再下請負通知に係る書類(以下「再下請負通知書」という。)を 提出すべき場所
 - の 3 点を記載した書面を通知しなければならない。
- ② ①のa、b 及びc に掲げる事項が記載された書面を、工事現場の見や すい場所に掲げなければならない。

上記①及び②の書面の記載例としては、次のようなものが考えられる。 〔①の書面の文例〕

下請負人となった皆様へ

今回、下請負人として貴社に施工を分担していただく建設工事については、建設業法(昭和24年法律100号)第24条の8第1項の規定により、施工体制台帳を作成しなければならないこととなっています。

この建設工事の下請負人(貴社)は、その請け負ったこの建設工事 を他の建設業者を営むもの (建設業の許可を受けていないものを含み ます。)に請け負わせたときは、

イ 建設業法第24条の8第2項の規定により、遅滞なく、建設業法施行規則(昭和24年建設省令第14号。以下「規則」という。)第14条の4に規定する再下請負通知書を当社あてに次の場所まで提出しなければなりません。また、一度通知いただいた事項や書類に変更が生じたときも、遅滞なく、変更の年月日を付記して同様の

新

ロ 貴社が工事を請け負わせた建設業を営むものに対しても、この書面を複写し通知交付して、「もしさらに他の者に工事を請け負わせたときは、作成建設業者に対するイの通知書の提出と、その者に対するこの書面の写しの通知交付が必要である」旨を伝えなければなりません。

作成建設業者の商号 ○○建設(株) 再下請負通知書の提出場所 工事現場内 建設ステーション/△△営業所

[②の書面の文例]

この建設工事の下請負人となり、その請け負った建設工事を他の 建設業を営む者に請け負わせた方は、遅滞なく、建設業法施行規則 (昭和24年建設省令第14号)第14条の4第1項に規定する再 下請負通知書を提出してください。一度通知した事項や書類に変更 が生じたときも変更の年月日を付記して同様の書類の提出をしてく ださい。

○○建設(株)

また、①の書面による通知に代えて、規則第14条の3第5項で定めると ころにより、当該下請負人の承諾を得て、①a、b及びcに掲げる事項を電 磁的方法により通知することができる。この場合において、当該建設業者は、 当該書面による通知をしたものとみなす。

(3) 下請負人に対する指導等

施工体制台帳を的確かつ速やかに作成するため、施工に携わる下請負人の把握に努め、これらの下請負人に対し速やかに再下請通知書を提出するよう指導するとともに、作成建設業者としても自ら施工体制台帳の作成に必要な情報の把握に努めなければならない。

(4) 施工体制台帳の作成方法

施工体制台帳は、所定の記載事項と添付書類から成り立っている。その作成は、発注者から請け負った建設工事に関する事実と、施工に携わるそれぞれの下請負人から直接に、若しくは各下請負人の注文者を経由して提出される再下請負通知書により、又は自ら把握した施工に携わる下請負人に関する情報に基づいて行うこととなるが、作成建設業者が自ら記載してもよいし、所定の記載事項が記載された書面や各下請負人から提出された再下請負通知書を束ねるようにしてもよい。ただし、いずれの場合も下請負人ごとに、かつ、施工の分担関係が明らかとなるようにしなければならない。

- [例] 発注者から直接建設工事を請け負った建設業者をA社とし、A社が下請契約を締結した建設業を営む者をB社及びC社とし、B社が下請契約を締結した建設業を営む者をBa社及びBb社とし、Bb社が下請契約を締結した建設業を営む者をBba社及びBbb社とし、C社が下請契約を締結した建設業を営む者をCa社、Cb社、Cc社とする場合における施工体制台帳の作成は、次の1)から10)の順で記載又は再下請負通知書の整理を行う。
- 1) A社自身に関する事項(規則第14条の2第1項第1号)及び A社

通知書を提出しなければなりません。

ロ 貴社が工事を請け負わせた建設業を営むものに対しても、この書面を複写し通知して、「もしさらに他の者に工事を請け負わせたときは、作成建設業者に対するイの通知書の提出と、その者に対するこの書面の写しの通知が必要である」旨を伝えなければなりません。作成建設業者の商号 ○○建設(株)

再下請負通知書の提出場所 工事現場内

建設ステーション/△△営業所

[②の書面の文例]

この建設工事の下請負人となり、その請け負った建設工事を他の 建設業を営む者に請け負わせた方は、遅滞なく、建設業法施行規則 (昭和24年建設省令第14号)第14条の4第1項に規定する再 下請負通知書を提出してください。一度通知した事項や書類に変更 が生じたときも変更の年月日を付記して同様の書類の提出をしてく ださい。

○○建設(株)

また、①の書面による通知に代えて、規則第14条の3第5項で定めるところにより、当該下請負人の承諾を得て、①a、b及びcに掲げる事項を電磁的方法により通知することができる。この場合において、当該建設業者は、当該書面による通知をしたものとみなす。

(3) 下請負人に対する指導等

施工体制台帳を的確かつ速やかに作成するため、施工に携わる下請負人の把握に努め、これらの下請負人に対し速やかに再下請通知書を提出するよう指導するとともに、作成建設業者としても自ら施工体制台帳の作成に必要な情報の把握に努めなければならない。

(4) 施工体制台帳の作成方法

施工体制台帳は、所定の記載事項と添付書類から成り立っている。その作成は、発注者から請け負った建設工事に関する事実と、施工に携わるそれぞれの下請負人から直接に、若しくは各下請負人の注文者を経由して提出される再下請負通知書により、又は自ら把握した施工に携わる下請負人に関する情報に基づいて行うこととなるが、作成建設業者が自ら記載してもよいし、所定の記載事項が記載された書面や各下請負人から提出された再下請負通知書を束ねるようにしてもよい。ただし、いずれの場合も下請負人ごとに、かつ、施工の分担関係が明らかとなるようにしなければならない。

[例] 発注者から直接建設工事を請け負った建設業者をA社とし、A社が下請契約を締結した建設業を営む者をB社及びC社とし、B社が下請契約を締結した建設業を営む者をBa社及びBb社とし、Bb社が下請契約を締結した建設業を営む者をBba社及びBbb社とし、C社が下請契約を締結した建設業を営む者をCa社、Cb社、Cc社とする場合における施工

が請け負った建設工事に関する事項(規則第14条の2第1項第2号)

- 2) B社に関する事項(規則第14条の2第1項第3号)及び請け負った 建設工事に関する事項(規則第14条の2第1項第4号)
- 3) Ba社に関する・・・ [B社が提出する再下請負通知書等に基づき記載 又はまたは添付〕
- 4) Bb社に関する・・・ [B社が提出する再下請負通知書等に基づき記載 #または添付]
- 5) Bba社に関する··· 「Bb社が提出する

II

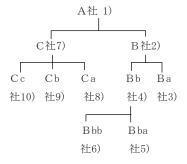
6) Bbb社に関する··· 「Bb社が提出する

- 7) C社に関する事項 (規則第14条の2第1項第3号)及び請け負っ た建設工事に関する事項(規則第14条の2第1項第4号)
- 8) Ca社に関する・・・ 「C社が提出する再下請負通知書等に基づき記載 又は添付#]
- 9) Cb社に関する・・・ 「C社が提出する

10) Сс社に関する・・・ 〔С社が提出する *)*/

また、添付書類についても同様に整理して添付しなければならない。 施工体制台帳は、一冊に整理されていることが望ましいが、それぞれの 関係を明らかにして、分冊により作成しても差し支えない。

また、規則第14条の2第1項各号及び同条第2項各号に掲げる事項が、(同条 第2項各号に掲げる事項についてはスキャナにより読み取る方法その他これに類す る方法により) 電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等に記録され、 必要に応じて当該工事現場において電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に 表示されるときは、当該記録をもって施工体制台帳への記載及び添付書類に代える ことができる。



(5) 施工体制台帳を作成すべき時期 施工体制台帳の作成は、記載すべき事項又は添付すべき書類に係る事実 体制台帳の作成は、次の 1) から 10) の順で記載又は再下請負诵知書の 整理を行う。

- 1) A 社自身に関する事項(規則第14条の2第1項第1号)及び A 社 が請け負った建設工事に関する事項(規則第14条の2第1項第2号)
- 2) B社に関する事項 (規則第14条の2第1項第3号)及び請け負っ た建設工事に関する事項(規則第14条の2第1項第4号)
- 3) Ba社に関する・・・ [B社が提出する再下請負通知書等に基づき記載 又は添付〕
- 4) Bb社に関する・・・ [B社が提出する

5) Bba社に関する··· [Bb社が提出する

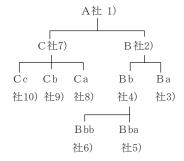
6) Bbb社に関する··· 「Bb社が提出する]]

- 7) C社に関する事項(規則第14条の2第1項第3号)及び請け負っ た建設工事に関する事項(規則第14条の2第1項第4号)
- 8) Ca社に関する・・・ 「C社が提出する再下請負通知書等に基づき記載 又は添付〕
- 9) Cb社に関する・・・ [C社が提出する

10) Cc社に関する・・・ 「C社が提出する

また、添付書類についても同様に整理して添付しなければならない。 施工体制台帳は、一冊に整理されていることが望ましいが、それぞれの 関係を明らかにして、分冊により作成しても差し支えない。

また、規則第14条の2第1項各号及び同条第2項各号に掲げる事項が、(同条 第2項各号に掲げる事項についてはスキャナにより読み取る方法その他これに類す る方法により) 電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等に記録され、 必要に応じて当該工事現場において電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に 表示されるときは、当該記録をもって施工体制台帳への記載及び添付書類に代える ことができる。



が生じ、又は明らかとなった時(規則第14条の2第1項第1号に掲げる 事項にあっては、作成建設業者に該当することとなった時)に遅滞なく行 わなければならないが(規則第14条の5第3項)、新たに下請契約を締 結し下請契約の総額が(1)の金額に達したこと等により、この時よりも 後に作成建設業者に該当することとなった場合は、作成建設業者に該当す ることとなった時に上記の記載又は添付をすれば足りる。

また、作成建設業者に該当することとなる前に記載すべき事項又は添付すべき書類に係る事実に変更があった場合も、作成建設業者に該当することとなった時以降の事実に基づいて施工体制台帳を作成すれば足りる。

- (6) 各記載事項及び添付書類の意義
 - 施工体制台帳の記載に当たっては、次に定めるところによる。
 - ① 記載事項(規則第14条の2第1項)関係
 - イ 第1号イの「建設業の種類」は、請け負った建設工事にかかる建設業の種類に関わることなく、特定建設業の許可か一般建設業の許可かの別を明示して、記載すること。この際、規則別記様式第1号記載要領65の表の()内に示された略号を用いて記載して差し支えない。
 - ロ 第1号ロの「健康保険等の加入状況」は、健康保険、厚生年金保険及 び雇用保険の加入状況についてそれぞれ記載すること。
 - ハ 第2号イ及びト→の建設工事の内容は、その記載から建設工事の具体的な内容が理解されるような工種の名称等を記載すること。
 - ニ 第2号ロの「営業所」は、作成建設業者の営業所を記載すること。
 - ホ 第2号ホの「主任技術者資格」は主任技術者が法第7条第2号イに該当する者であるときは「実務経験(指定学科・土木)」のように、同号口に該当する者であるときは「実務経験(土木)」のように、同号ハに該当し、規則別表(2)に掲げられた資格を有するときは当該資格の名称を、有しないときは「国土交通大臣認定者(土木)」のように記載する。また、「監理技術者資格」は、監理技術者が法第15条第2号イに該当する者であるときはその有する規則別表(2)に掲げられた資格の名称を、同号口に該当する者であるときは「指導監督的実務経験(土木)」のように、同号ハに該当する者であるときは「国土交通大臣認定者(土木)」のように記載する。
 - へ 第2号ホの「専任の主任技術者又は監理技術者であるか否かの別」は、 実際に置かれている技術者が専任の者であるか専任の者でないかを記載すること。
 - ト 第2号への「監理技術者補佐資格」は、その者が法第7条第2号イに 該当する者であるときは「実務経験(指定学科・土木)」のように、同 号口に該当する者であるときは「実務経験(土木)」のように、同号へ に該当し、規則別表(2)に掲げられた資格を有するときは当該資格の 名称を、有しないときは「国土交通大臣認定者(土木)」のように記載 し、その者が称する称号を「1級土木施工管理技士補」のように記載す る。

また、その者が法第15条第2号イに該当する者であるときはその有する規則別表(2)に掲げられた資格の名称を、同号ロに該当する者であるときは「指導監督的実務経験(土木)」のように、同号へに該当す

新

(5) 施工体制台帳を作成すべき時期

施工体制台帳の作成は、記載すべき事項又は添付すべき書類に係る事実が生じ、又は明らかとなった時(規則第14条の2第1項第1号に掲げる事項にあっては、作成建設業者に該当することとなった時)に遅滞なく行わなければならないが(規則第14条の5第3項)、新たに下請契約を締結し下請契約の総額が(1)の金額に達したこと等により、この時よりも後に作成建設業者に該当することとなった場合は、作成建設業者に該当することとなった時に上記の記載又は添付をすれば足りる。

また、作成建設業者に該当することとなる前に記載すべき事項又は添付すべき書類に係る事実に変更があった場合も、作成建設業者に該当することとなった時以降の事実に基づいて施工体制台帳を作成すれば足りる。

- (6) 各記載事項及び添付書類の意義
 - 施工体制台帳の記載に当たっては、次に定めるところによる。
 - ① 記載事項(規則第14条の2第1項)関係
 - イ 第1号イの「建設業の種類」は、請け負った建設工事にかかる建設業の種類に関わることなく、特定建設業の許可か一般建設業の許可かの別を明示して、記載すること。この際、規則別記様式第1号記載要領6の表の()内に示された略号を用いて記載して差し支えない。
 - ロ 第1号ロの「健康保険等の加入状況」は、健康保険、厚生年金保険及 び雇用保険の加入状況についてそれぞれ記載すること。
 - ハ 第2号イ及びトの建設工事の内容は、その記載から建設工事の具体的な内容が理解されるような工種の名称等を記載すること。
 - ニ 第2号ロの「営業所」は、作成建設業者の営業所を記載すること。
 - ホ 第2号ホの「主任技術者資格」は主任技術者が法第7条第2号イに該当する者であるときは「実務経験(指定学科・土木)」のように、同号口に該当する者であるときは「実務経験(土木)」のように、同号ハに該当し、規則別表(2)に掲げられた資格を有するときは当該資格の名称を、有しないときは「国土交通大臣認定者(土木)」のように記載する。また、「監理技術者資格」は、監理技術者が法第15条第2号イに該当する者であるときはその有する規則別表(2)に掲げられた資格の名称を、同号口に該当する者であるときは「指導監督的実務経験(土木)」のように、同号ハに該当する者であるときは「指導監督的実務経験(土木)」のように、同号ハに該当する者であるときは「国土交通大臣認定者(土木)」のように記載する。
 - へ 第2号ホの「専任の主任技術者又は監理技術者であるか否かの別」は、 実際に置かれている技術者が専任の者であるか専任の者でないかを記載すること。
 - ト 第2号への「監理技術者補佐資格」は、その者が法第7条第2号イに 該当する者であるときは「実務経験(指定学科・土木)」のように、同 号口に該当する者であるときは「実務経験(土木)」のように、同号ハ に該当し、規則別表(2)に掲げられた資格を有するときは当該資格の 名称を、有しないときは「国土交通大臣認定者(土木)」のように記載 し、その者が称する称号を「1級土木施工管理技士補」のように記載す

る者であるときは「国土交通大臣認定者(土木)」のように記載する。

- ★十 第2号上への「主任技術者資格」は、その者が法第7条第2号イに該当する者であるときは「実務経験(指定学科・土木)」のように、同号口に該当する者であるときは「実務経験(土木)」のように、同号へに該当し、規則別表(2)に掲げられた資格を有するときは当該資格の名称を、有しないときは「国土交通大臣認定者(土木)」のように記載する。
- <u>リ</u> 第2号チ及び第4号チの「建設工事に従事する者」は、建設工事に該 当しない資材納入や調査業務、運搬業務などに従事する者については、 必ずしも記載する必要はない。

また、「中小企業退職金共済法第二条第七項に規定する被共済者に該当する者であるか否かの別」は、建設業退職金共済制度又は中小企業退職金共済制度への加入の有無を記入すること。

また、「安全衛生に関する教育の内容」は、労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)に規定されている、職長等の職務に新たに就くことになったものが受けることとされている安全又は衛生のための教育や、労働者を雇い入れたときに行うその従事する業務に関する安全又は衛生のための教育についての受講状況等を記載すること(例:雇入時教育、職長教育、建設用リフトの運転の業務に係る特別教育)。

また、「建設工事に係る知識及び技術又は技能に関する資格」は登録 基幹技能者資格やその他の施工に係る各種検定について有している資格を記載すること(例:登録○○基幹技能者、○級○○施工管理技士)。 なお、本項目については、各技能者の有する技能を記載することで適正な処遇の実現の一助とするものであり、記載を望まない者に対して記載 を求める性質のものではないことから、任意の記載項目となっていることに留意すること。

- ヌチ 第2号<u>リ及び第4号リ</u>→の「<u>一号特定技能外国人、</u>外国人技能実習 生及び外国人建設就労者の従事の状況」は、当該工事現場に従事するこれらの者の有無を記載すること。
- №少 第3号ロの「建設業の種類」は、例えば大工工事業の許可を受けているものが大工工事を請け負ったときは「大工工事業」と記載する。この際、規則別記様式第1号記載要領6の表の()内に示された略号を用いて記載して差し支えない。
- ② 添付書類(規則第14条の2第2項)関係
- イ 第1号の書類は、作成建設業者が当事者となった下請契約以外の下 請契約にあっては、請負代金の額について記載された部分が抹消され ているもので差し支えない。

ただし、公共工事については、全ての下請契約について請負代金の 額は明記されていなければならない。

なお、同号の書類には、法第19条<u>第1項</u>各号に掲げる事項が網羅されていなければならないので、これらを網羅していない注文伝票等は、ここでいう書類に該当しない。

ロ 第2号の「主任技術者又は監理技術者資格を有することを証する書面」は、作成建設業者が置いた主任技術者又は監理技術者についての

る。

また、その者が法第15条第2号イに該当する者であるときはその有する規則別表(2)に掲げられた資格の名称を、同号口に該当する者であるときは「指導監督的実務経験(土木)」のように、同号ハに該当する者であるときは「国土交通大臣認定者(土木)」のように記載する。

- チ 第2号トの「主任技術者資格」は、その者が法第7条第2号イに該当する者であるときは「実務経験(指定学科・土木)」のように、同号口に該当する者であるときは「実務経験(土木)」のように、同号ハに該当し、規則別表(2)に掲げられた資格を有するときは当該資格の名称を、有しないときは「国土交通大臣認定者(土木)」のように記載する。
- リ 第2号チ及び第4号チの「建設工事に従事する者」は、建設工事に該 当しない資材納入や調査業務、運搬業務などに従事する者については、 必ずしも記載する必要はない。

また、「中小企業退職金共済法第二条第七項に規定する被共済者に該当する者であるか否かの別」は、建設業退職金共済制度又は中小企業退職金共済制度への加入の有無を記入すること。

また、「安全衛生に関する教育の内容」は、労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)に規定されている、職長等の職務に新たに就くことになったものが受けることとされている安全又は衛生のための教育や、労働者を雇い入れたときに行うその従事する業務に関する安全又は衛生のための教育についての受講状況等を記載すること(例:雇入時教育、職長教育、建設用リフトの運転の業務に係る特別教育)。

また、「建設工事に係る知識及び技術又は技能に関する資格」は登録 基幹技能者資格やその他の施工に係る各種検定について有している資 格を記載すること(例:登録○○基幹技能者、○級○○施工管理技士)。 なお、本項目については、各技能者の有する技能を記載することで適正 な処遇の実現の一助とするものであり、記載を望まない者に対して記載 を求める性質のものではないことから、任意の記載項目となっているこ とに留意すること。

- ヌ 第2号リ及び第4号リの「一号特定技能外国人、外国人技能実習生及 び外国人建設就労者の従事の状況」は、当該工事現場に従事するこれら の者の有無を記載すること。
- ル 第3号ロの「建設業の種類」は、例えば大工工事業の許可を受けているものが大工工事を請け負ったときは「大工工事業」と記載する。この際、規則別記様式第1号記載要領6の表の()内に示された略号を用いて記載して差し支えない。
- ② 添付書類(規則第14条の2第2項)関係
- イ 第1号の書類は、作成建設業者が当事者となった下請契約以外の下 請契約にあっては、請負代金の額について記載された部分が抹消され ているもので差し支えない。

ただし、公共工事については、全ての下請契約について請負代金の 額は明記されていなければならない。 み添付すればよく、具体的には、規則第3条第2項又は規則第13条 第2項に規定する書面を添付すること。

- 三小 第43号の「主任技術者資格を有することを証する書面」は、作成建設業者が置いた規則第14条の2第1項第2号上へに規定する者についてのみ添付すればよく、具体的には、規則第3条第2項に規定する書面を添付すること。

(7) 記載事項及び添付書類の変更

一度作成した施工体制台帳の記載事項<mark>又はまたは</mark>添付書類(法第19条第1項の規定による書面を含む。)について変更があったときは、遅滞なく、当該変更があった年月日を付記して、既に記載されている事項に加えて変更後の事項を記載し、又は既に添付されている書類に加えて変更後の書類を添付しなければならない。

変更後の事項<u>の</u>記載についても、(4) に掲げたところと同様に、作成 建設業者が自ら行ってもよいし、変更後の所定の記載事項が記載された書 面や各下請負人から提出された変更に係る再下請負通知書を束ねるように してもよい。

(8) 施工体系図

施工体系図は、作成された施工体制台帳をもとに、施工体制台帳のいわば要約版として樹状図等により作成の上、工事現場の見やすいところに掲示しなければならないものである。

ただし、公共工事については、工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲示しなければならない。

その作成に当たっては、次の点に留意して行う必要がある。

- ① 施工体系図には、現にその請け負った建設工事を施工している下請負人に限り表示すれば足りる(規則第14条の6第<u>3</u>号)。なお、「現にその請け負った建設工事を施工している」か否かは、請負契約で定められた工期を基準として判断する。
- ② 施工体系図の掲示は、遅くとも上記①により下請負人を表示しなければならなくなったときまでには行う必要がある。また、工期の進行により表示すべき下請負人に変更があったときには、速やかに施工体系図を変更して表示しておかなければならない。
- ③ 施工体系図に表示すべき「建設工事の内容」(規則第14条の6第<u>2</u>号及び第<u>4</u>2号)は、その記載から建設工事の具体的な内容が理解されるような工種の名称等を記載すること。
- ④ 施工体系図は、その表示が複雑になり見にくくならない限り、労働安全 等他の目的で作成される図面を兼ねるものとして作成しても差し支えな

なお、同号の書類には、法第19条第1項各号に掲げる事項が網羅 されていなければならないので、これらを網羅していない注文伝票等 は、ここでいう書類に該当しない。

- ロ 第2号の「主任技術者又は監理技術者資格を有することを証する書面」は、作成建設業者が置いた主任技術者又は監理技術者についてのみ添付すればよく、具体的には、規則第3条第2項又は規則第13条第2項に規定する書面を添付すること。
- ハ 第3号の「監理技術者補佐資格を有することを証する書面」は、作成建設業者が置いた建設業法施行令(昭和31年政令第273号)第28条第1号又は第2号の要件を満たす者についてのみ添付すればよく、具体的には、規則第3条第2項に規定する書面及び施工技術検定規則(昭和35年建設省令第17号)別記様式第6号(イ)による1級技術検定(第一次検定)合格証明書の写し等又は規則第13条第2項に規定する書面を添付すること。
- 二 第4号の「主任技術者資格を有することを証する書面」は、作成建設業者が置いた規則第14条の2第1項第2号トに規定する者についてのみ添付すればよく、具体的には、規則第3条第2項に規定する書面を添付すること。

(7) 記載事項及び添付書類の変更

一度作成した施工体制台帳の記載事項又は添付書類(法第19条第1項の規定による書面を含む。)について変更があったときは、遅滞なく、当該変更があった年月日を付記して、既に記載されている事項に加えて変更後の事項を記載し、又は既に添付されている書類に加えて変更後の書類を添付しなければならない。

変更後の事項の記載についても、 (4) に掲げたところと同様に、作成 建設業者が自ら行ってもよいし、変更後の所定の記載事項が記載された書 面や各下請負人から提出された変更に係る再下請負通知書を束ねるように してもよい。

(8) 施工体系図

施工体系図は、作成された施工体制台帳をもとに、施工体制台帳のいわば要約版として樹状図等により作成の上、工事現場の見やすいところに掲示しなければならないものである。

ただし、公共工事については、工事関係者が見やすい場所及び公衆が見や すい場所に掲示しなければならない。

その作成に当たっては、次の点に留意して行う必要がある。

- ① 施工体系図には、現にその請け負った建設工事を施工している下請負人に限り表示すれば足りる (規則第14条の6第3号)。なお、「現にその請け負った建設工事を施工している」か否かは、請負契約で定められた工期を基準として判断する。
- ② 施工体系図の掲示は、遅くとも上記①により下請負人を表示しなければ ならなくなったときまでには行う必要がある。また、工期の進行により表 示すべき下請負人に変更があったときには、速やかに施工体系図を変更し

V)

⑤ 施工体系図又はその写しは、法第40条の3及び規則第26条第5項に 定めるところにより営業所への保存が義務付けられているが、電子計算機 に備えられたファイル又は磁気ディスク等に記録され、必要に応じて当該 営業所において電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示され るときは、当該記録をもって施工体系図又はその写しに代えることができ る。

(9) 施工体制台帳の発注者への提出等

作成建設業者は、発注者からの請求があったときは、備え置かれた施工 体制台帳をその発注者の閲覧に供しなければならない。

ただし、公共工事については、作成した施工体制台帳の写しを提出しな ければならない。

(10) 施工体制台帳の備置き等

施工体制台帳の備置き及び施工体系図の掲示は、発注者から請け負った 建設工事目的物を発注者に引き渡すまで行わなければならない。ただし、 請負契約に基づく債権債務が消滅した場合(規則第14条の7。請負契約 の目的物の引渡しをする前に契約が解除されたこと等に伴い、請負契約の 目的物を完成させる債務とそれに対する報酬を受け取る債権とが消滅した 場合を指す。)には、当該債権債務の消滅するまで行えば足りる。

(11) 法第40条の3の帳簿への添付

施工体制台帳の一部は、上記(10)の時期を経過した後は、法第40 条の3の帳簿の添付資料として添付しなければならない。すなわち、上記 (10)の時期を経過した後に、施工体制台帳から帳簿に添付しなければ ならない部分だけを抜粋することとなる。このため、施工体制台帳を作成 するときには、あらかじめ、帳簿に添付しなければならない事項を記載し た部分と他の事項が記載された部分とを別紙に区分して作成しておけば、 施工体制台帳の一部の帳簿への添付を円滑に行うことが出来ると考えられ る。

また、規則第26条第2項第3号に掲げる施工体制台帳の一部が、スキ ャナにより読み取る方法その他これに類する方法により電子計算機に備え られたファイル又は磁気ディスク等に記録され、必要に応じて当該営業所にお いて電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるときは、当該記録を もって同号に掲げる施工体制台帳の一部に代えることができる。

二 下請負人の義務

施工体制台帳の作成等の義務は、作成建設業者に係る義務であるが、施工 体制台帳が作成される建設工事の下請負人にも次のような義務がある。

(1) 施工体制台帳が作成される建設工事である旨の通知

その請け負った建設工事の注文者から一 (2)①の書面の通知交付を受 けた場合や、工事現場に一 (2)②の書面が掲示されている場合は、その 請け負った建設工事を他の建設業を営む者に請け負わせたときに以下に述 べるところにより書類の作成、通知等を行わなければならない。

- (2) 建設工事を請け負わせた者及び作成建設業者に対する通知
 - (1) に述べた場合など施工体制台帳が作成される建設工事の下請負人 となった場合において、その請け負った建設工事を他の建設業を営む者に

新

て表示しておかなければならない。

- ③ 施工体系図に表示すべき「建設工事の内容」(規則第14条の6第2号 及び第4号)は、その記載から建設工事の具体的な内容が理解されるよう な工種の名称等を記載すること。
- ④ 施工体系図は、その表示が複雑になり見にくくならない限り、労働安全 等他の目的で作成される図面を兼ねるものとして作成しても差し支えな いし
- ⑤ 施工体系図又はその写しは、法第40条の3及び規則第26条第5項に 定めるところにより営業所への保存が義務付けられているが、電子計算機 に備えられたファイル又は磁気ディスク等に記録され、必要に応じて当該 営業所において電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示され るときは、当該記録をもって施工体系図又はその写しに代えることができ る。
- (9) 施工体制台帳の発注者への提出等

作成建設業者は、発注者からの請求があったときは、備え置かれた施工 体制台帳をその発注者の閲覧に供しなければならない。

ただし、公共工事については、作成した施工体制台帳の写しを提出しな ければならない。

(10) 施工体制台帳の備置き等

施工体制台帳の備置き及び施工体系図の掲示は、発注者から請け負った 建設工事目的物を発注者に引き渡すまで行わなければならない。ただし、 請負契約に基づく債権債務が消滅した場合(規則第14条の7。請負契約 の目的物の引渡しをする前に契約が解除されたこと等に伴い、請負契約の 目的物を完成させる債務とそれに対する報酬を受け取る債権とが消滅した 場合を指す。)には、当該債権債務の消滅するまで行えば足りる。

(11) 法第40条の3の帳簿への添付

施工体制台帳の一部は、上記(10)の時期を経過した後は、法第40 条の3の帳簿の添付資料として添付しなければならない。すなわち、上記 (10)の時期を経過した後に、施工体制台帳から帳簿に添付しなければ ならない部分だけを抜粋することとなる。このため、施工体制台帳を作成 するときには、あらかじめ、帳簿に添付しなければならない事項を記載し た部分と他の事項が記載された部分とを別紙に区分して作成しておけば、 施工体制台帳の一部の帳簿への添付を円滑に行うことが出来ると考えられ

また、規則第26条第2項第3号に掲げる施工体制台帳の一部が、スキ ャナにより読み取る方法その他これに類する方法により電子計算機に備え られたファイル又は磁気ディスク等に記録され、必要に応じて当該営業所にお いて電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるときは、当該記録を もって同号に掲げる施工体制台帳の一部に代えることができる。

二 下請負人の義務

施工体制台帳の作成等の義務は、作成建設業者に係る義務であるが、施工

請け負わせたときは、遅滞なく、

- ① 当該他の建設業を営む者に対し、-(2)①の書面を<u>通知</u> $\frac{2}{2}$ ひまければならない。 なお、書面による通知に代えて、規則第14 条の4 第7 項で定めるところにより、当該他の建設業を営む者の承諾を得て、-(2) ① a、b 及び c に掲げる事項を電磁的方法により通知することができる。この場合において、当該下請負人は、書面による通知をしたものとみなす。
- ② 作成建設業者に対し、(3) に掲げるところにより再下請負通知を行わなければならない。

(3) 再下請負通知

- ① 再下請負通知は、規則第14条の4に規定するところにより作成した書面(以下「再下請負通知書」という。)をもって行わなければならない。再下請負通知書の作成は、再下請負通知人がその請け負った建設工事を請け負わせた建設業を営む者から必要事項を聴取すること等により作成する必要があり、自ら記載をして作成してもよいし、所定の記載事項が記載された書面を束ねるようにしてもよい。ただし、いずれの場合も下請負人ごとに行わなければならない。
- ② 再下請負通知書の作成及び作成建設業者への通知は、施工体制台帳が作成される建設工事の下請負人となり、その請け負った建設工事を他の建設業を営む者に請け負わせた後、遅滞なく行わなければならない。(規則第14条の4第2項)。

また、発注者から直接建設工事を請け負った建設業者が新たに下請契約を締結した場合や下請契約の総額が一(1)の金額に達したこと等により、施工途中で再下請負通知人に該当することとなった場合において、当該該当することとなった時よりも前に記載事項又は添付書類に係る事実に変更があった時も、再下請負通知人に該当することとなった時以降の事実に基づいて再下請負通知書を作成すれば足りる。

- ③ 再下請通知書に添付される書類は、請負代金の額について記載された部分が抹消されているもので差し支えない。ただし、公共工事については、 当該部分は記載されていなければならない。
- ④ 一度再下請負通知を行った後、再下請負通知書に記載した事項又はまた は添付した書類(法第19条第1項の規定による書面)について変更があったときは、遅滞なく、当該変更があった年月日を付記して、既に記載されている事項に加えて変更後の事項を記載し、又は既に添付されている書類に加えて変更後の書類を添付しなければならない。
- ⑤ 作成建設業者に対する再下請負通知書の提出は、注文者から交付される - (2)①の書面や工事現場の掲示にしたがって、直接に作成建設業者に 提出することを原則とするが、やむを得ない場合には、直接に下請契約を 締結した注文者に経由を依頼して作成建設業者あてに提出することとし ても差し支えない。
- ⑥ 再下請負通知及びその内容の変更の通知は、作成建設業者の承諾を得て、 電磁的方法により通知することができる。この場合において、当該下請負 人は、書面による通知をしたものとみなす。

また、規則第14条の4第3項に規定する書面の写しの記載事項がス キャナにより読み取る方法その他これに類する方法により、電子計算機 新

体制台帳が作成される建設工事の下請負人にも次のような義務がある。

(1) 施工体制台帳が作成される建設工事である旨の通知

その請け負った建設工事の注文者からー (2) ①の書面の通知を受けた場合や、工事現場にー (2) ②の書面が掲示されている場合は、その請け負った建設工事を他の建設業を営む者に請け負わせたときに以下に述べるところにより書類の作成、通知等を行わなければならない。

- (2) 建設工事を請け負わせた者及び作成建設業者に対する通知
 - (1) に述べた場合など施工体制台帳が作成される建設工事の下請負人となった場合において、その請け負った建設工事を他の建設業を営む者に請け負わせたときは、遅滞なく、
 - ① 当該他の建設業を営む者に対し、一 (2)①の書面を通知しなければならない。なお、書面による通知に代えて、規則第14条の4第7項で定めるところにより、当該他の建設業を営む者の承諾を得て、一 (2)①a、b及びcに掲げる事項を電磁的方法により通知することができる。この場合において、当該下請負人は、書面による通知をしたものとみなす。
 - ② 作成建設業者に対し、(3) に掲げるところにより再下請負通知を行わなければならない。

(3) 再下請負通知

- ① 再下請負通知は、規則第14条の4に規定するところにより作成した書面(以下「再下請負通知書」という。)をもって行わなければならない。再下請負通知書の作成は、再下請負通知人がその請け負った建設工事を請け負わせた建設業を営む者から必要事項を聴取すること等により作成する必要があり、自ら記載をして作成してもよいし、所定の記載事項が記載された書面を束ねるようにしてもよい。ただし、いずれの場合も下請負人ごとに行わなければならない。
- ② 再下請負通知書の作成及び作成建設業者への通知は、施工体制台帳が作成される建設工事の下請負人となり、その請け負った建設工事を他の建設業を営む者に請け負わせた後、遅滞なく行わなければならない(規則第14条の4第2項)。

また、発注者から直接建設工事を請け負った建設業者が新たに下請契約を締結した場合や下請契約の総額が一(1)の金額に達したこと等により、施工途中で再下請負通知人に該当することとなった場合において、当該該当することとなった時よりも前に記載事項又は添付書類に係る事実に変更があった時も、再下請負通知人に該当することとなった時以降の事実に基づいて再下請負通知書を作成すれば足りる。

- ③ 再下請通知書に添付される書類は、請負代金の額について記載された部分が抹消されているもので差し支えない。ただし、公共工事については、当該部分は記載されていなければならない。
- ④ 一度再下請負通知を行った後、再下請負通知書に記載した事項又は添付した書類(法第19条第1項の規定による書面)について変更があったときは、遅滞なく、当該変更があった年月日を付記して、既に記載されている事項に加えて変更後の事項を記載し、又は既に添付されている書類に加

<u>に備えられたファイル又は磁気ディスク等に記録され、必要に応じ電子</u> 計算機その他の機器を用いて明確に表示されるときは、当該記録をもっ て規則第14条の4第3項に規定する添付書類に代えることができる。

三 施工体制台帳の作成等の勧奨について

下請契約の総額が一 (1)の金額を下回る民間工事など法第24条の87 第1項の規定により施工体制台帳の作成等を行わなければならない場合以外の場合であっても、建設工事の適正な施工を確保する観点から、規則第14条の2から第14条の7までの規定に準拠して施工体制台帳の作成等を行うことが望ましい。

また、より的確な建設工事の施工及び請負契約の履行を確保する観点から、規則第14条の2等においては記載することとされていない安全衛生責任者名、雇用管理責任者名、就労予定労働者数、工事代金支払方法、受注者選定理由等の事項についても、できる限り記載することが望ましい。

なお、「施工体制台帳の整備について」(平成3年2月5日付け建設省経構発第3号)は、廃止する。

新

えて変更後の書類を添付しなければならない。

- ⑤ 作成建設業者に対する再下請負通知書の提出は、注文者から交付される - (2)①の書面や工事現場の掲示にしたがって、直接に作成建設業者に 提出することを原則とするが、やむを得ない場合には、直接に下請契約を 締結した注文者に経由を依頼して作成建設業者あてに提出することとし ても差し支えない。
- ⑥ 再下請負通知及びその内容の変更の通知は、作成建設業者の承諾を得て、 電磁的方法により通知することができる。この場合において、当該下請負 人は、書面による通知をしたものとみなす。

また、規則第14条の4第3項に規定する書面の写しの記載事項がスキャナにより読み取る方法その他これに類する方法により、電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等に記録され、必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて明確に表示されるときは、当該記録をもって規則第14条の4第3項に規定する添付書類に代えることができる。

三 施工体制台帳の作成等の勧奨について

下請契約の総額が一 (1) の金額を下回る民間工事など法第24条の8第1項の規定により施工体制台帳の作成等を行わなければならない場合以外の場合であっても、建設工事の適正な施工を確保する観点から、規則第14条の2から第14条の7までの規定に準拠して施工体制台帳の作成等を行うことが望ましい。

また、より的確な建設工事の施工及び請負契約の履行を確保する観点から、規則第14条の2等においては記載することとされていない安全衛生責任者名、雇用管理責任者名、就労予定労働者数、工事代金支払方法、受注者選定理由等の事項についても、できる限り記載することが望ましい。